UNIVERSITY Journal

全大教時報

Vol. 40 No. 6 2017.2

- ◆ 特集 ◆ 国立大学と軍事研究 ~日本学術会議の新たな動向をにらみながら

 - 第5期科学技術基本計画の問題点と日本の科学・技術、学術 野村 康秀 <日本科学者会議科学・技術政策委員会>
 - 急進展する軍学共同 ~この流れを押し止めるために、今~ 浜田 盛久<海洋研究開発機構研究員>
 - 国立天文台における軍事研究排除の取り組み 御子柴 廣 <国立天文台野辺山宇宙電波観測所研究技師>
- 辺野古訴訟の現段階 ~最高裁判決をふまえて 紙野 健二 <名古屋大学大学院法学研究科教授>
- ローカル線で行く! フーテン旅行記(10) - 老舗の駅弁 鶏飯食べ比べー 大西 孝 〈岡山大学工学部助教〉

Contents

♦ 特集 ♦

国立大学と軍事研究 ~日本学術会議の新たな動向をにらみながら

科学の軍事利用を考える	
ペ研究費、学問の自由、デュアルユース~	1
池内 了(名古屋大学名誉教授)	
第5期科学技術基本計画の問題点と	
日本の科学・技術、学術	24
野村 康秀 (日本科学者会議科学·技術政策委員会)	∠ ¬
急進展する軍学共同	-
_ ~この流れを押し止めるために、今~	60
浜田 盛久(海洋研究開発機構研究員)	
国立天文台における軍事研究排除の取り組み	72
御子柴 廣(国立天文台野辺山宇宙電波観測所研究技師)	72

辺野古訴訟の現段階	~最高裁判決をふまえて

紙野 健二 (名古屋大学大学院法学研究科教授)

80

ローカル線で行く!フーテン旅行記 10

一 老舗の駅弁 鶏飯食べ比べ 一

92

大西 孝(岡山大学工学部助教)

科学の軍事利用を考える

~研究費、学問の自由、 デュアルユース~

名古屋大学名誉教授

池内 了



─ 専門は宇宙物理学。科学・技術・社会に関する著書が多数ある。研─ 究テーマは宇宙の進化、銀河の形成と進化、星間物質の大局構造等。─ 「大学の<知>の現在を考える | 名大アゴラ・連続セミナー(第5回) より

はじめに

▲ 日は科学の軍事利用という、非常に恐ろしい状況が着々と大学に入り 込みつつある実態をお話しするとともに、それに対抗するための大学 の倫理規範やガイドライン制定の動きや日本学術会議の動向について、お話 ししたいと思います。

端的に言うと、大学の自治が絞め殺される状況があるということで、今こそ私たちが頑張って筋を通していかないと、大学も科学も取り返しのつかない大変な事態に追い込まれてしまうのではないかという、深刻な事態に直面しているということです。

1. 安倍内閣での軍学共同の急速な進展

本的には、諸悪の根源は安倍内閣にむろんあるわけで、私たちは「軍 学共同」と呼んでいますが、「軍」と「学」、「軍」というのは自衛隊及 び防衛省、「学」というのは大学及び研究機関のことで、それが共同して「防 衛装備品」の開発研究を行うことが具体的に始まっています。

「防衛装備品」というと、包帯とか双眼鏡とか、つい普通の防衛のための装備品だと思ってしまうのですが、防衛省の定義によると「武器あるいは武器に関わる技術」ということになっています。ですから、「防衛装備移転三原則」という名前になっているものは、「武器輸出三原則」の「武器」を「防衛装備」に変えたということなのです。しかし、中身は180度変わりました。また「共同して」というといかにも対等な関係のように思えますが、そうではなく、結局、大学や研究機関が軍事機関の下請機関になることであり、基本的には金の力です。軍はたくさん金を持っているわけで、「軍学共同」とはお金の力によって研究者を取り込んでいこうという動きなのです。

それには大まかに二つの方向があり、一つは国内の「技術交流」というものです。これは防衛装備庁技術開発課という、かつて技術研究本部と言われていた部門が、大学や研究機関の長と研究交流協定を結び、お互いに技術のノウハウを交換するというものです。今のところ予算措置はなく、つまりお金の行き来はないように思われるわけで、情報交換という格好で大学や研究機関を取り込んでいます。

戦前のことも少しだけ調べたのですが、戦前だと研究機関の研究者を「嘱託」という格好で発令し、いろいろな研究をやらせていました。嘱託で雇われた研究者が、例えば 731 部隊に対してアイデアを出し、人体実験などを次々やらせていました。「技術交流」はそういう人的関係に結び付けていくのも一つの狙いではないかと思います。この技術交流は 2004 年から始まっているのですが、今日はこの話はしません。

もう一つ、「安全保障技術研究推進制度」というものがあります。防衛装備 庁がやっている競争的資金制度・委託研究制度です。これには企業が応募す ることも可能で、大学、研究機関及び企業が対象です。この制度が始まったのが2015年ですが、それが軍学共同の一つの具体的な表れであり、その背景として2013年12月17日の三つの閣議決定があります。安倍内閣は、非常に重要なことも閣議決定として国会の審議をやらずにどんどん進めていくという手段を常套的にとっていますが、2013年12月というのは特定秘密保護法が成立したときです。その次のステップで、「国家安全保障戦略」、「防衛大綱5カ年計画」、「平成26年度防衛力整備計画」という三つの閣議決定がなされて、おのおのオーバーラップしている側面が多いのですが、端的に言って、これらの閣議決定がきっかけとなって具体的な軍学共同の施策が作成され、次のステップへと進んでいるわけです。

そのステップの一つが「防衛生産・技術基盤戦略」というもので(防衛生産・技術基盤は防衛省の文書にはしょっちゅう出てくるので、ぜひとも覚えておいてください)、防衛省が武器開発をはじめとして軍事研究をやっていく基本的な考え方が示されています。実際に防衛省は、防衛生産・技術基盤戦略を出したのが2014年6月です。これにも、「防衛大綱5カ年計画」にも書かれているのですが、デュアルユース技術の活用ということが明示されているわけです。

デュアルユースは、民生技術であっても防衛(彼らは「防衛」と言っていますが、私は「軍事」と呼ぶべきと思います)、つまり軍事に応用・転用できる両義性 (二面性) があるということで、いかなる技術もその意味ではデュアルです。民生利用もできるし、軍事利用もできるという意味ではデュアル、つまり二面性があるのです。そして、それを具体的に進めるために、大学や研究機関との連携を強めるという方策が出され、「安全保障技術研究推進制度」というものが 2015 年 4 月から発足したという段取りです。実際は 2014年 8 月の概算要求から制度設計は始まっています。

それだけに留まらずに、閣議決定のもう一つの狙いは軍産複合体の形成です。そういう言い方はしていないのですが、要するに民間企業における武器 生産から武器輸出へ、そして武器生産のための外国との共同研究・共同開発 を推進するということを具体的に示しました。これは「武器輸出三原則」を見 直して2014年4月に「防衛装備移転三原則」という形で閣議決定し、武器輸出 も本格的に推進する方針を示したことと軌を一にしています。だから軍事技 術の開発とともに、それを企業が請け負って輸出していく流れが具体的に進 みつつあるということです。

たぶん、ご存じだと思いますが、オーストラリアの潜水艦の受注をめぐり、フランスと争いました。結局、負けたのですが、その売り込みにおいてものすごいリップサービスをしたと言われます。これは武器生産に乗り出そうと具体的に進めつつある一つの証拠です。

2. 安全保障技術研究推進制度

この安全保障技術研究推進制度の仕組みは、まず防衛省からテーマが提示されるわけです。2015年は28件、2016年は20件という数のテーマが出されましたが、そのテーマに関わる防衛装備品、つまり武器開発の提案をするということです。

例えばレーザー光源です。レーザー兵器はレーガン政権のときのSDI構想で開発されましたが、レーザー光を照射して核兵器を動かなくするという技術がアメリカでしきりに研究されてきました。あるいは、昆虫サイズの小型飛行体というものがあります。ハエとか蚊ぐらいの大きさの飛行体にAIを付けて飛ばすわけです。おそらく、それに例えば化学兵器とか生物兵器を仕込んでおいて、相手の陣地に向けて飛ばすのでしょう。かつての化学兵器や生物兵器は、風向き次第で味方もすごい被害を受けたものでしたが、そういう弱点を補うためにこういうものが考案されているとしか考えられません。メタマテリアルというのがあります。ステルス戦闘機は電波を当てても電波を乱反射したり吸収してしまい、レーダーで位置がつかめないので隠密飛行機と言われていますが、そのような反射特性を持ったメタマテリアルという物質を翼や胴体面に塗るわけです。そのように、いかにも軍事製品だなというものの提案を募集しているのです。

そして研究者側から提案があったものから採択するのですが、採択の評価・審査委員は大学等の教員を15人集めて構成されています。大学の研究者の協力によるものです。そして、採択されると研究が委託されるのですが、その委託を受ける者は機関です。名古屋大学の研究者が申請した場合だと名古屋大学総長が契約者であり、研究者は研究を委託された研究受託者となり、研究代表者として参加します。だから、基本的には組織の長として正式に軍事研究を公認したことになりますから、組織がそのまま軍事研究に取り込まれていくということになるわけです。

だから、研究費の支払いは、委託費として、原則として研究終了後に支払われるということになっています。研究が終わってからでないと防衛省から金が出ないのです。これは原則ですから、もちろん例外もあります。なぜ、そういうことをやるかというと、第二次世界大戦中に研究者たちが二枚舌を使ったからだと思います。軍事研究をやると言って書類は出すけれども、実際には軍事研究をやらず基礎研究をやっていたのです。これは日本でもドイツでもあったことですが、そういうことを防ぐために書類上のチェックを全部終了してから金を支払うのです。そうすると、研究者は研究途中で備品や消耗品を買ったりするから業者にお金を払わなければいけないわけで、その立替払いは機関が面倒を見る必要があります。要するに、機関と研究者がセットになっていて共同責任を負うということです。さらに、防衛省に所属するプログラムオフィサー(PO)が一つのテーマに1人必ず付き、それが研究の進捗状況をチェックし、予算の使用状況もチェックすることになります。

非常に重要なことは、明確には書かれていませんが、研究の発表・公開に 関しても、このプログラムオフィサーがウンと言わないと発表・公開ができ ないことになりそうです。要するに、完璧に管理された研究ということです。

こういう委託制度は、産学連携でもわりと近いことをやってはいるのですが、プログラムオフィサーがそこまで面倒を見るというか、そばに付いて研究者に干渉する状況は、普通はないわけです。今や産学連携は反対できない雰囲気になってしまっていますが、やはり成果の公表に関する制約とか、後の特許の管理の問題についてきちんとしておかねばならないと思います。と

ころが、それらについては各大学と企業との間のバラバラの交渉に任されていて野放しになっているわけです。

ですから、全体として産学連携の筋の通った取り決めがなされていない現状があります。例のIPS細胞もSTAP細胞もそうでしたが、論文発表の前にまず特許を取るのが常識になっています。特許を取るまで研究の詳細は一般には公開しない、つまり肝心なところは公表をしないのです。どうしても秘密条項が入るからで、これで本当にいいのかという問題があることを指摘しておかねばなりません。

ただ、企業との共同研究と軍学共同との決定的な違いは、企業との関係では特許を取るとすぐに全面解禁になることです。言い換えれば、全面解禁にして特許がみんなに知れ渡らねばならず、特許が知られないと意味がないわけです。だから、企業との関係において、秘密条項が一部において、あるいは出発点においてはあるのだけれども、ある段階からはいっぺんに外されることになります。

ところが、防衛省との軍事的な研究においては、誰が見ても明らかに軍事 機密に属するわけです。防衛的なものであろうと攻撃的なものであろうと、 どのような仕組みでつくられているかということは知られたらいけないわけ で、その意味では永遠にオープンにはならないという問題点があります。

以上のような意味で、防衛省の委託研究制度は通常の意味での競争的資金ではないこと、産学共同で行っている普通の委託研究ではないことを、きちんと押さえておかねばならないと思っています。

防衛省のパンフレットにこの制度の概要が示されていますが、防衛省が考えているデュアルユースを取り上げてみましょう。防衛省の役割はこの制度の成果を将来装備に向けた研究開発で活用することを目的とするとしか書かれていません。軍事利用と民生分野の両方ともできるのがデュアルユースの意味ですが、防衛省のパンフによれば民生分野での活用は委託先が自主的にやることであり、結局のところ皆さん勝手におやりなさいということなのです。それに対し、防衛省自身は、わが国の防衛、災害派遣、国際平和協力活動、つまり PKO としています。いま南スーダンに自衛隊を派遣することが

議論になっていますが、この新しく駆けつけ警護という名目で実戦に投入されることになろうというわけです。

結局、防衛省のデュアルユースは、民生利用を目的としていたものを軍事利用として横取りすることになるのだろうと思います。民生利用も軍事利用も両方とも同じようにできるのだから、研究現場では区別がつかないというのが研究者の言い訳になるわけですが、基本的には研究者が普通にやっている研究は民生利用が目的なのです。ところが防衛省がねらっているのは、それを軍事に使おうということです。だから、デュアルユースという言葉によっていかにも二倍の使用用途の可能性があるかのような印象を与えるのですが、実際には防衛省のねらいは装備開発だけに焦点があり、民生利用には全く関心を持たないことに十分注意しておく必要があります。民生と軍事の二倍ではなく、軍事のみの二分の一の使い方になるのです。

3. 2015 年度の審査結果

「女 全保障技術研究推進制度」が2015年に発足して募集が行われましたが、何と応募総数が109件もあり、採択が9件でした。10倍以上の競争率です。私はこれを見たときに、「へえ、こんなにたくさんの人が応募したのか」と思いました。大学が半分以上の58件、研究機関が22件、企業が29件という結果でした。

大学では東工大、東京電機大学、神奈川工大、豊橋技術科学大学の4大学が採択されました。採択された理由はいろいろ考えられます。明らかなのは、豊橋技術科学大学は日本学術会議の会長である大西隆という人が学長になっており、それに防衛省が目を付けたのでしょう。大西氏は日本学術会議の会長であるにもかかわらず、学長としての立場を優先して応募することを承認したわけです。事実、日本学術会議の会長として防衛のためであれば防衛省との共同研究もやるべきであるという立場を明確にしており、そういう人だからこそ防衛省も利用価値があると判断したのでしょう。

採択された課題は、「ナノファイバーによる有害化学物質の吸着特性評価」というテーマで、化学工場の火事とか、鉱山とかで事故が起こったり災害が起こったときに毒ガスが発生しますが、それをヘルメットやマスク等にきちんと吸着する物質を塗って被害を小さくしようというものです。これを採択するのは、当然防衛省が毒ガス戦を前提とした技術開発を行おうというためだと考えられます。

ほかにもいろいろありますが、いかにもこれは何のために使われるのかということがすぐわかるものばかりです。「レーダー搭載無人機を用いた目標検出機能の向上」というのは、2機の無人飛行機を飛ばして目標地点を2個のレーダーで見るものです。要するに、2つの目で見るようなものですから、距離とか位置とかの検出の精度が非常に上がるわけです。今は一つのレーダーだけだから誤爆が多い。こうすると誤爆が減るというわけです。つまり、ドローンの誤爆を減らす良心的な開発であるという口実に使われていますが、ブラックユーモアのようなものです。ただ、新たな武器の発明のときにはそういうブラックユーモアがまことしやかに語られます。原爆を日本に投下したのもアメリカの将兵の犠牲者が減るためという目的で、それも人道的だということが今でも理由になっています。

4. 2016 年度の公募要領

2016 年度の公募要領が公開されましたが、実は 2015 年から 2016 年にかけ、公募要領が少し改定されています。とにかく応募しやすいような形に文章を練り変えているわけです。

成果の公開に関しては、「制度の趣旨」の部分で「成果の公開を原則としており」ということがうたわれているので、うかうかと成果が全部自由に公開できると受け取っている人が多くいます。学術会議の会長なども(本当にそう考えているかは別として)成果の発表が自由だと言うのですが、そうではありません。成果の公開は完全に自由ですとは書いていないからです。

「原則としており」というところにポイントがあり、原則は誰が決めるのか、 原則の中身は何で、例外はあるのかと、いくらでも疑問が生じるわけです。

また、防衛装備品そのものの研究開発ではなく、基礎研究であるという言い方も強調しています。武器生産のために直結している研究ではないですよということを言っているのですが、実は2015年の公募要領には研究テーマの三条件があり、最新技術を防衛装備品に適用するというような条件が書かれていたのです。それが本音なのですが、さすがに露骨すぎるので2016年版では削除しています。2016年の公募要領では「防衛装備品」という言葉そのものもかなり減っていて、応募者の警戒心を恐れたことは明らかです。

「本制度のポイント」のところでは、同じように「成果の公開を原則としています」などと書いていますが、「研究期間中の公開については、事前に防衛装備庁に届けていただくことにしています」となっています。あるいは「実施後の公開については、成果について外部への公開が可能です」と、「原則」から「可能」へと表現が変化しています。「可能です」とあると、「不可能です」というケースも十分あり得るわけで、言葉の裏を考えざるを得ません。それから、研究期間中の公開については、先には「事前に届けていただく」としているのに対し、ここでは「事前に通知していただく」となっています。そして、「研究実施者が公表を希望する場合には、POと相談の上、発表の前に成果公表届を提出する」と厳しく規定しています。これらを普通に読めば、公開に対してすごく縛りが入っているなと誰でも思うはずです。しかし、公開が自由であると研究者は意識的に思い込もうとしている、あるいは意図して間違って受け取っているのではないかと思っています。

その上、研究が終わってからも呼び出しがあったときには必ず来てください、そして研究に関しての情報をください、ということになっています。このことはずっと継続して防衛省に束縛されるということです。注意すべきことは、事前に届けるとか、事前に通知するとか、成果の公表届を出すのは、全部 PO と相談の上でやるわけです。だから、熱心なプログラムオフィサーであればあるほど、検閲的な態度で接してきますから、ますます成果の発表や公開の自由がきかなくなるということではないかと思います。

5. 2016 年度の審査結果

そして、2016年の採択結果の発表が7月末に行われたのですが、応募数が激減して44件になりました。去年は109件でしたから半分以下になったわけです。大学からの応募者も23件になりました。採択は全部で10件で、5件が大学で7帝大の一つの北大が採択されました。あとは東京農工大、大阪市大、東京理科大、山口東京理科大(東京理科大と同系統の大学)です。

公的研究機関として物質・材料研究機構が2件で、あとは企業でNECと 三菱重工とレーザー技術総研です。採択されたテーマでは、ここでも酸化物 原子膜の活用というステルス機に応用されるもの、水中移動体バブルコー ティングといって、小さい泡を表面に噴出することによって潜水艦の水中抵 抗を減らすもの、毒ガス吸着のナノ粒子集合体といったもの、などがありま す。昨年度に引き続いて毒ガスにえらく力を入れているなと思います。やは り、ある程度テロとの戦闘を意識していると思われます。

応募総数が激減したことが注目されます。実際に去年58件あった大学からの応募が23件に減ったわけです。こういう競争的資金の場合、落ちるとその翌年も応募するのが普通です。せっかく書類を書いたのだから、少し書き換えて出せばいいじゃないの、ということになるためです。だから応募数は減らないと思っていたのですが、実際にはすごく減ったわけです。ということは、去年出して落ちた人のかなりが今年は出さなかったということです。中日新聞のコラムに「研究者からそっぽを向かれた」と書いたのですが、なぜ応募数が減ったかというと、当然、ちゅうちょしたり、様子見をしたり、取りやめたり、あるいは大学としての規範としてやめたりしたことがあったのではないかと考えられます。

その理由はいろいろでしょうが、一つには私たちの運動がそれなりに功を 奏したということではないかと思っています。特に応募した大学、あるいは 採択された大学に直接抗議活動をやったのです(私はあまりやっていません が)。市民と一緒に抗議に行きますと、ローカル紙が書いてくれたり、中央の 新聞のローカル版に書いてくれて、それがものすごい効き目があったのです。 防衛省から金をもらってやるのは汚いことだという共通感覚が、市民にも研 究者にもあるためです。

市民感覚とは、そういうものだという発想で見る必要があります。東京電機大では、防衛省に採択されたという報道があったときに、受験生が減ったらどうするのだという話になったようです。わりに大きく新聞に出ましたから、父兄から問い合わせの電話がかかってきたということもあったそうです。やはり汚い金であることを大学としても意識しているわけです。実際、大学の実績として広報が「防衛装備庁の研究推進制度に採択された」と宣伝しません。堂々と書けばよさそうなのに絶対書かないのです。

そういうこともありましたし、戦争法反対の運動があれだけ広がったことの一環としての軍学共同に対する人々の理解が広がり、それによって研究者たちに対する市民の批判の目が強くなったこともあります。大学の、特に工学部が多いのですが、「工学部の先生はどこからでもお金を受け取るのだね」という評言がグサッと突き刺さるわけですし、実際そのようにみんな思うわけです。そのことを我々も常に覚えていて、対処するのがよいと思います。

それから、公募要領の手直しがかなり小手先であったために、かえって研究者側の疑心暗鬼を招いたこともあるのではないかと思っています。防衛装備品という言葉を減らして基礎研究ということをやたらに強調し、成果の公開に関する表現に神経を使うあまり、かえって勘ぐられ、逆効果になったと思われるからです。

6. 大学の行動規範やガイドラインなど

そ ういうことも考えられるのですが、大学としても倫理規範として、あるいは学長の発言で軍事研究を行わないと宣言するという動きが少しずつ広がりました。一番典型的なのが新潟大学の行動規範です。2015年10月に、学内で議論した結果、「軍事への寄与を目的とする研究は行わない」

との新たな項目を行動規範に加えて、明確に軍事研究の拒否を打ち出しました。こういう大学もあるわけです。(追記:12月には関西大学がもっと厳しい宣言を出した。) その他、琉球大、広島大、東北大、信州大、山梨大、静岡大、電通大、国立天文台などは、行動規範までは至っていませんが、学長談話とか役員会の声明という形でガイドラインを打ち出しました。

京大、早稲田、立命、龍谷などは従来からこういう規範をつくっていて、 それを組合と学長との折衝で確認する作業を行っていますが、このような確 認はやはり必要ではないかと思います。名古屋大学は平和憲章を持っている から、平和憲章を確認することを組合から持ち出しています。

東大は「世界的な視野で研究教育を行う」とか、「大学は世界の公共財である」というような東大憲章を2003年につくっています。このように宣言しているのだから、防衛省の「応募資格は日本人に限る」と書いているような制度とは馴染まない、として応募しないことを決定しました。言葉は使いようで、このように憲章の言葉をうまく利用するということもあります。

そういうような様々な方法で反対が広がりつつあることを銘記しておきた いと思います。

7. 2017 年度予算の防衛省の概算要求

と ころが、2017年度の概算要求で驚くようなことが起こりました。例年すべての官庁は8月31日に財務省に対し来年度の予算はこれだけ欲しいと概算要求をするのですが、そこに防衛省は安全保障技術研究推進制度として、なんと110億円の要求を出したのです。2015年は3億円でした。このとき概算要求は20億円で出したのですが、3億円しか財務省は認めなかったのです。2016年は6億円と2倍になりましたが、その6億円から一気に110億円でしょう。むちゃくちゃな概算要求です。(追記:実際に、2017年度政府予算案に110億円が満額認められた。)

防衛省の説明では、従来の公募研究が8億円くらいとする。3億円から6億

円、そして8億円と増やすわけで、あとの100億円は数億から数十億円の規模で5年間継続するような大口の開発研究に使うということのようです。まだ制度としてどうなるかよくわかりませんが、本格的な軍事開発が目的ではないかということが想像できます。

現実に8月31日に防衛省として、今後20年間の「防衛技術戦略」を打ち出し、併せて「中長期技術見積もり」を発表しています。具体的に力を入れる装備品開発を掲げているのです。さらに、「将来無人装備に関する研究開発ビジョン」を提案し、特にドローン、無人機の開発に焦点を合わせています。大きな予算を確保して、こういう計画を進めるのだということが腹積もりとしてあるわけです。

要するに、採択課題への予算配分の上限を 3000 万円から大幅に拡大しようということなのですが、2016年5月に自民党の国防部会が 100 億円に増やせという提言をしています。この提言には、例えば国防科学委員会(日本版DSB)をつくれという要求も入っているわけです。私は防衛省がこの自民党の提案に「悪乗り」したのではないかと思います。

自民党国防部会は6月に首相に提案書を直接手渡しているのですが、安倍首相のことですから、「しっかり政府で動くよう指示していきたい」と答えています。馴合いと言えば馴合いですが、防衛省としては、いったん予算がつけば、後は、年々増やしていけばいいわけです。安倍さんは任期がもう3年あると言っているようなので、どんどん大きくしていこうと思っているのではないかと思います。

8. かつての日本学術会議は

こで日本学術会議のことについてふれておきます。学術界が軍事研究を拒否している日本という国は世界的に稀な国なのです。日本学術会議は1949年に発足しました。科学者を戦争に動員するための旗を振った日本学術研究会議を改組して新たにつくったのですが、そのときに「わが国の

科学者がとりきたった態度について強く反省し、今後は科学が文化国家ないしは平和国家の基礎である・・・」という創立宣言と声明を出しているわけです。この「科学者がとりきたった態度について強く反省し」という表現は非常に曖昧模糊としています。本当はもっと具体的な、戦前及び戦中の科学者が政府や軍の家来のようになった、太鼓持ちのようになった、人々を幸福にするための科学ではなかったことを反省し……、という言葉であったようなのですが、日本学術会議も一枚岩ではなく、散々議論され修正されたあげく、こういう「わが国の科学者がとりきたった態度について強く反省し……」という言葉に最後は落ち着いたのです。私たち世代にとって懐かしい羽仁五郎がそういう文章をつくったと坂田昌一さんの本に書かれています。

このときに強く反対したのが医学者でした。工学部と並び医学部も戦争に対し非常に甘いところがあったのです。このとき、医学関係の会員たちが、「戦争は国家が始めたものであり、それに協力するのは学者として当たり前じゃないか」とい反対意見を強く主張したのです。そのような態度は現在も通ずるところがあり、国からの税金で運営されている国立大学が国の命令に従わないのか、国の要請に従わないのか、「君が代」を儀式のときにやらないのはけしからん、というような言い方をされるわけです。こういう非難がインターネットで飛び交っているらしいのですが、そのような論調が戦争直後以来、いまだにずっと続いていることを忘れてはならないと思います。

ともあれ、こういう創立決議が出され、1950年には日本学術会議は「科学者としての節度を守るためにも、戦争を目的とする科学の研究には今後絶対に従わないというわれわれの固い決議を表明する」という声明を出しています。また、1967年にも「真理の探究のために行われる科学研究の成果がまた平和のために奉仕すべきことを常に念頭に置き、戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わないという決意を表明する」とした声明を出しており、2回決議を出しています。

この 1967 年のときは、その前年の 1966 年に日本物理学会がアメリカ軍から資金援助を受けていたことが明らかになり、国会や日本学術会議でも大問題になったのです。そのときに、この決議文が出されたのです。当の物理学

会でも臨時総会を開き、「決議 3」において、「一切の軍事機関とは関係を持たない」ことを決めました。しかし、1995年に日本物理学会は一種の変節をしています。「明白な軍事研究でなければ構わない」と、「明白な軍事研究」という言葉を冠して軍事研究を許容することにしたのです。この問題は今も引きずっていると思います。

しかし、日本学術会議のこの二つの決議によって日本の科学界は軍事研究を行わないことを内外に宣言し、おおっぴらにはやらないことになりました。米軍の資金導入もこっそり行われたのです。そのように日本学術会議は戦争には一切協力しない、そのため軍から金をもらわないことを誓ってきたのです。それは世界的には稀なことです。アメリカでも、イギリスでも、ドイツでも、フランスでも、ほとんどの国では軍事研究をおおっぴらにやっています。むしろ最近では、世界的に軍事研究の予算が増えていっていると言われます。その中で、日本は2015年までは軍との間でおおっぴらな関係を持ちませんでした。

9. 現在の日本学術会議では

と ころが、現在の日本学術会議は大西会長が、毎日新聞や日経新聞などで「1950年、67年の決議は堅持するが、環境条件が変化しており、今や専守防衛が国是となっていて、国民も自衛隊の存在を認めているではないか。従って、科学者が防衛に寄与することは当然である。つまり、防衛研究は許容される」と主張しています。「個別的自衛権の範囲で軍事研究は許されると」堂々と彼は言うわけです。

そして、あたかもそれが日本学術会議の公式見解であるかのように独り歩きしていきました。それに対し日本学術会議内部でも異論が続出して、今年(2016年)5月に「安全保障と学術に関する検討委員会」を設置することになりました。要するに、二つの声明をどうするか、今後どのように考えるべきか、を検討しようというわけです。

10. 検討委員会の5つの審議項目、検討委員会の議論

日本学術会議の会長は自衛目的の研究を許容すべきと言っているわけですが、この検討委員会では、まさに彼の主張を後押しするかのような5つの検討項目が掲げられています。それらは、①50年及び67年の決議以降の条件変化をどうとらえるか、②軍事的利用と民生的利用というデュアルユース問題について、③防衛省予算が学術の公開性・透明性に及ぼす影響はどうか、④さらに学術研究全般に及ぼす影響はどうか、⑤この判断は個人なのか、集団(機関)なのか、です。

おおむね彼が何を考えているかは見当がつくのですが、日本学術会議もいろいろな人がいます。筋の通った人たちもいるし、大西会長に同調する人たちもいます。既に委員会は5回開かれていますが、夏季部会とか、10月の総会など、多くの人が集まる場では賛成派は一言も発しません。それに対し反対派はきっちり発言しています。つまり、軍からお金をもらうのには反対であるという立場の人たちは、二つの声明を順守すべきであることを強調しているのです。

しかし、賛成派の防衛省からのお金をもらってもいいという人は何も言わない。その理由は、何か言うとマスコミに書かれてたたかれるかもしれないし、やはり汚い金だという意識が根底にはあるわけです。彼らは隠然たる力を持っていて、特に医学系と工学系はそうです。

今の日本学術会議は三部構成になっていて、一部が人文・社会系、二部が生物系(医学・農学・理学)、三部が理工系です。今のところは第二部の生物系はほとんど沈黙を守っています。生物系は一度戦争となったら否応なく動員されます。医者はもちろん兵士の治療に動員されるし、農学関係は生命を維持する農業を押さえれば戦争に勝つわけですから、農業関係者も動員されることは確実です。医学・農学の戦争協力は第二次世界大戦でも起こったわけで、そういう分野は戦争が研究費をせしめるチャンスなのかもしれません。そのため議論では沈黙しているのではないかと勘ぐっています。

11. 日本学術会議の決議が覆ると

まは、私は11月18日の委員会で参考意見を述べることになっていて、 なぜ反対するのか、もし決議案が覆ると大変なことになりますよ、ということを言うつもりでいます。(追記:2016年11月18日の委員会で述べた意見は、日本学術会議のホームページに掲載されているのでご覧ください。)日本学術会議の決議が覆るとどうなるかということは、皆さんだってすぐ想像できると思います。

日本学術会議の会員選出は、現在は科学者の直接選挙で決まっているわけではありません。かつては科学者同士の直接選挙で選ばれていたのですが、そのうちに学協会からの推薦制ということになり、それも止めて会員同士の推薦制(コ・オプテーションと言う)になっています。だから、お手盛り的な推薦で会員が決まっている恐れがあるのですが、それでもやはり日本の学術界を代表する機関であるのは確かです。その機関が率先して軍事研究を容認することになると、日本の学術界そのものに非常に大きな悪影響を与えることは確実です。

一つは日本の学術そのものが軍事に偏り、おかしくなっていくことでしょう。さらに、時代の意向や変化とともに意見がころころ変わることになるわけですから、節操のない学者、時の政治や軍に奉仕する学者の集団であることになってしまいます。そのような学者は政府・財界・軍に甘く見られるようになり、学者は金で言うことをきくからと見くびられることになります。特に市民からの学者への信頼が失われるのは明らかです。権力に弱い学者ということになるからです。

本来、大学の教員には、きちんと政府の批判を行う見識が求められている わけです。それが学者への市民の信頼の根源なのです。それとは全く逆の、 妥協を重ねる学者は信頼を損ねることは明らかです。それは大学の存亡にも 関わってくるのではないでしょうか。

12. 研究者の言い訳

研究者は、防衛省からの金を受け取ろうといろいろ言い訳をするのですが、論点として一番の理由は研究費不足です。もう一つはデュアルユースで、この2点が大きいと思います。さらにもう一つ、自衛のためというのもあります。そのおのおのへの反論は私たちのブックレットにありますので、ここでは要点だけを述べておきます。

研究費のためという問題は深刻です。研究者、特に工学系の技術開発を行っている研究者にとっては実験経費がないと研究できません。今「選択と集中」という、日本の科学技術基本計画にのっとった政策が行われていますが、競争的資金に頼らないと研究できないわけです。募集に応じて厳しい競争を経て、そこで選ばれれば採択されるのですが、科研費でもその確率が20%ぐらいのものですから、採択されない人のほうが圧倒的に多いわけです。そういう厳しい状況の中で競争的資金が当たらないと研究できないという状況に追い込まれているのです。

第二次世界大戦後に、全国の研究者に対して行われた 1951 年の調査ですが、「過去 20 年の間で研究の自由が最もあったのはいつか」というアンケートをとったところ、研究者の答えで一番多かったのは「第二次世界大戦中」というものでした。つまり、そのとき軍事研究のための軍事費が潤沢に出たわけですが、研究費が多いことを研究の自由と等価と考える、つまり同じようにみなしてしまうという研究者の性があることがわかります。

研究者は研究費さえたくさんあれば研究の自由があると思い込むのです。 実際、研究費がたくさんあればいろいろなことができるなと思う。だから逆 に、研究費がないことは非常につらい状況で、たとえ軍事研究であっても構 わない、資金が供給されると研究が続行できると金に転んでしまうわけです。 私はこれを「研究者版経済的徴兵制」と呼んでいます。研究費のために軍事 協力をしていくのですから。

しかし、防衛省からの金をもらうようになって、本当にそれで生き残れる のだろうかと思います。採択されたら秘密研究になっていくわけです。研究 者として自分の研究成果を自由に誰にもしゃべれなくなることほど、つらい ことはありません。研究者仲間に対してとにかく黙るしかなく、何も言えな いのですから。

もう一つは、倍率が非常に高いので採択される確率が低く、応募し続けていくうちに同調心理というものが強く働くようになって提案がどんどんエスカレートしていくわけです。防衛装備品、つまり武器の研究ですから、より強力な武器、より効率的な武器製作にするためにこういう工夫をしよう、また別の工夫をしようと考えていき、異様な発想になっていくことに気がつかなくなってしまうのです。ちゃんとした発表もできず、異様なことばかりを考える研究者になってしまう、これで本当に生き残ったことになるのかということです。

今の「選択と集中」政策は、文科省だけでなく財務省、経産省の圧力の下で行われていますが、特に文科省が国立大学の予算を削って大学間の競争的資金に回していることは、文科省として研究者を軍事研究に追いやっていると言わざるを得ません。

13. デュアルユース論について

デュ アルユース論について一つだけ言っておくと、防衛省はデュアル ユースだと言っていますが、研究者が普段やっている民生的な研究を、軍から金を出して軍事開発のために使おうというわけですから、もと もと民生研究として成されていたものを軍事研究に横取りしていこうとして いると言えるでしょう。

その結果、軍事研究に特化されていくのですから、技術が生きる可能性としては小さくなってしまいます。デュアルユースは使用用途が広がるようなイメージでよくとらえられますが、実際には「スピンオン」で民生の研究を軍事研究に転用するのです。デュアルユースと言わずに「軍民転換」というべきです。「軍民統合」という言葉が戦時中によく使われたそうですが、まさ

に民生研究を軍事研究に統合していくことです。

デュアルユースということで、民生目的か軍事目的かの区別がつかない (だから許される) との論がよく使われるのですが、民生目的か軍事目的かを 明確に区別する指標があります。研究費の出所、その目的、公開の自由度、 の3つです。通常の公的研究援助機関、文科省や日本学術振興会といったと ころからの研究資金は民生研究で、平和目的であり、完全に発表の自由があります。これに対し、軍からの研究資金は軍事研究、つまり基本的には防衛装備品 (つまり武器) 開発が目的であり、非公開になる可能性が非常に高い。このように整理すると決定的に違いがわかるでしょう。お金のソースと文脈、どういう目的かということ、そして完全に公開が自由であるか否か、その意味で明らかにデュアル (二重性) であるとは言えます。要するに、デュアル ユースを隠れ蓑にして、民生を軍事に引っ張り込もうということなのです。

日本学術会議の大西会長が、毒ガスフィルターの開発を自分の大学の研究 者が提案して採択されたときに、「防衛にも使えるかもしれないが、製薬会社 や化学工場の事故の際にも使える研究だということで、認めることにした」 と言っています。

この言い方は、論理が逆転していておかしいのです。もともと、その研究者は製薬会社や化学工場の事故の際に使えるように開発していたのに、それを軍が金を出し秘密研究で毒ガス戦に使えるように応用しようとしているわけですから、実際には始めの可能性は踏み倒されることになります。だから、大西会長は「防衛にも使えるかもしれないが、本来目指した製薬会社や化学工場の事故の際に使える研究が阻害される可能性があるので認められない」と言うべきなのです。

実は、研究者の誰もが公的研究援助機関からの研究費で研究を行うことを 望んでいると私は思っています。研究者としては当然であるからです。

14. 学問(科学)の「原点」とは

・ 問や科学の原点は、何のための研究であるか、誰のための学問か、を問い続けるにあると思います。そして、世界の平和のため、人々の幸福のためと、常に肝に銘じて日々研究に邁進することです。

あるいは、そのような目的を持って技術の開発に力を注ぐべきです。科学の国際性というものは、一つの国家とか、時の政府とか、武力を持つ軍のための科学研究ではないということ、つまり国境に閉じないということです。

科学者の交流は自由であるべきで、科学の発展のために尽くすことが科学者の原点です。このような科学の原点は、時代がどうなろうと変わるものではないはずです。

15. 軍学共同が実際に学術にもたらすもの

「学共同が実際に学術にもたらす弊害は多くあります。軍事研究が大学に入り込むこと、特に秘密研究が大学に入ってくるということですから、大学の自治が侵されます。例えば、軍からの資金が入ってくると、その金で設備を買い込むとか、プレハブで研究室を建てたりすることになるでしょう。

毎年 3000 万円ですから 3 年間 9000 万円で、何か機械を買うでしょうが、それは秘密になります。一般に見せられません。現実に、アメリカの研究機関ではそういうことが起こっています。ロスアラモス研究所、原爆の開発をした研究所ですが、ここはオフリミットの場所があり、絶対一般には誰も入ることができません。特別の許可がないと入れないわけで、そういう場所ができてしまいます。

私はこれを大学における「治外法権」の発生だと言っていますが、学長も立ち入ることができないのです。それでは大学の自治は侵され、学問の自由が脅かされ、秘密研究や成果の秘匿が横行するようになります。そうなると

研究現場も萎縮していきます。自分の成果を語らない研究者が出てくるため、研究の自由な交流ができなくなるからです。下手して、その人が軍事研究の内容をしゃべったりすると秘密漏洩罪に該当してしまうでしょう。今のところ、秘密漏洩罪は適用しないとされていますが、そんなのはいつ覆るかわかりません。「何を秘密にするかが秘密」なのですから、どうなるか誰もわからないのです。

研究者の精神的堕落も起こります。人々の幸福のための真理探究ではなくなってしまうということです。もう一つ、非常に深刻なのは学生、院生、留学生に対する問題です。教授だけでは研究はできませんから、彼らの力を当然借りるわけです。そうすると、彼らも喋ってはいけないことになってしまいます。そのように秘密研究を当たり前として育った人たちが社会に出、研究の場に残っていったら、一体どういう社会になるでしょうか。考えると怖くなります。

第二次世界大戦中、湯川さんや朝永さんなどは一部軍事研究をしていたわけです。まだ生存されている、戦時研究に参加した研究者はあのときはまだ若い学生で、教授の命令に従って研究していました。そのため、自分は軍事研究をやっている意識はほとんどなかったという方が多くいます。今から考えると危ない研究をやっていたのだなと思い返す、というわけです。そのように、学生たちは何かわからないまま巻き込まれてしまい、それが当たり前になっていくことの怖さです。これが累積していくと、科学への信頼が失われていくことになるのは明らかでしょう。

おわりに

私 たちは軍学共同反対連絡会をつくり、いろいろな活動を行っています。 岩波のブックレットの『兵器と大学』も、この連絡会のメンバーで作成しました。連絡会は三つの団体、「軍学共同反対アピール署名の会」、「大学の軍事研究に反対する署名運動の会」、「『戦争と医』の倫理の検証を進める 会」からなっていて、いずれも大学の軍事研究に対し、非常に強い警戒心を 持っています。

しかし、全体としては大学からの反撃が弱いと言わざるを得ません。いくつかの大学では規範等で禁止しているところもありますが、まだまだ不十分です。例えば、全大教はこの連絡会に入っていません。議論すると、この金だっていいじゃないかという意見がかなりあるということなのでしょうか。意見がまとまらないから、組織を守るために全大教としては入れない。(追記:2016年12月に全大教として「軍学共同反対」の決議を挙げた)他方、私大教連は入っていますし、日本科学者会議、日本民主法律家協会とか、多くの団体が入っています。

各大学で「XX大学軍学共同反対連絡会」のようなものをつくり、大学の執行部に倫理規範や軍事研究反対などを宣言するよう迫っていくことが必要ではないかと思います。それとともに、学内とか地域でこの問題に関するシンポジウムを開催し、特に学生に対し働きかけて欲しいと願っています。そして、全国の連絡会に参加して活動を共にすることをぜひともお願いしたいと考えています。

名古屋大学平和憲章がインターネット上ではお蔵に入っていると聞きました。このことが表には出ておらず、誰も知らないままになっているのだと思います。今一度平和憲章を見直し、多くの人と議論することが大事だと思います。いっぺんにできなくても、ゆっくりと世論というか、大学内の人々の声を集め、それをだんだん大きい声にしていくことです。研究者も自分が汚い金を受け取ろうとしているのだと腹の底では思っていて、内心忸怩たる思いがあるはずです。そこが付け目なのでは、と思います。

以上で私の話は終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

第5期科学技術基本計画の 問題点と日本の 科学・技術、学術

日本科学者会議科学・技術政策員会事務局 野村 康秀



─ 知財政策や科学·技術政策をウオッチしてきた。科学·技術政策を ⁻ _ 変質させ、産軍学共同の網を被せる5期基本計画を検討する。 ₋

高等教育懇談会 講演より (2016年9月28日)

はじめに

日は、本年(2016年)1月に閣議決定された第5期科学技術基本計画について、そこに含まれるいくつかの重大な内容を中心にお話させていただきます。用意させていただいた資料は、合計 20ページで引用文等があり字がびっしり詰まり、図表は小さいもので、申しわけありません。ここではすべてに言及できないと思いますので、後日、オリジナル資料や全文等をご参照ご確認ください。(筆者注:本稿では、紙面の都合で配付資料掲載の図表の一部を割愛しました。また、統計資料は、可能な範囲で、その後公表されたデータを補充しました。図表は、特に断りがない限り、政府統計に基づき、筆者が作成したものです。)

Ⅰ. 科学技術基本計画の 20 年間の俯瞰

1. 科学技術基本計画

初歩的な説明で恐縮ですが、科学技術基本計画とは、科学技術基本法(1995年制定)第9条に基づいて、政府が策定する「科学技術の振興に関する基本的な計画」であり、10年程度を見通した5年間の計画です。1996年度以来、1期から4期までの5年度ごとの基本計画が20年間行われ、これから5年間-2016~20年度-の計画が決まったわけです。

基本法の第9条第3項では、計画の策定には「総合科学技術・イノベーション会議の議を経なければいけない」としているので、総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)が答申(今回は2015年12月)を行い、その後政府としての閣議決定という手順を踏みますが、CSTIには、基本計画の具体化を推進するため、科学技術イノベーション政策推進専門調査会などの委員会を設置して、フォローアップ、監視をしていく仕組みがつくられています。ご存じのとおり、この会議の議長は総理大臣ですから、総理大臣が会議に諮問して、会議の議長である総理大臣に答申をするという、実質的に政府丸抱えの組織(閣僚は、官房長官、科学技術政策担当大臣、総務相、財務相、文科相、経産相)になっています。会議には、産業界の代表が3人入っており(今は、三菱電機、トヨタ、住友化学)、一方、日本学術会議の会長が「関係機関の長」の位置付けで入っている構成になっています。

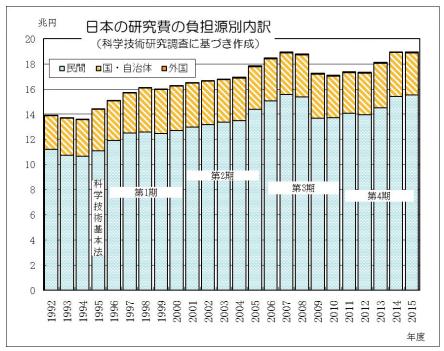
2. 科学技術基本計画と日本の研究開発投資

1) 科学技術基本法制定の背景と基本計画

基本計画は閣議決定文書ですので、各府省を拘束し、日本の科学・技術、 学術政策の在り方を規定してきました。そこで最初に、基本計画の 20 年間 を俯瞰するということで、基本計画期間の日本の研究開発投資をみてみま す。 グラフ1は、基本法制定の少し前の1992年からの日本の研究費の負担源別の内訳です。総務省が毎年実施している科学技術研究調査の結果に基づいて作成したものです。政府の予算だけでなく、民間投資も含め、大体18兆円、19兆円が年間の投資、研究費として支出されているが、その負担源、支出元がどこかという内訳です。グラフの棒の下の部分が民間の投資で、日本の場合、これが約8割で圧倒的です。その上の部分が国・自治体の投資です。さらにその上にほんのわずか見えるのが外国からの資金で、0.4%程度のウエイトです。後でも触れるように政府投資も伸びているのですが、研究費の総額は、結局、民間投資がどの程度増減するかによって決まります。

科学技術基本法の制定は1995年ですが、この前にバブルが崩壊し、グラフで分かるように民間の投資が2年連続で減ってしまう状況になりました。これでは競争力が失われるから費用を何とかしてくれという要求に応えて国が

【グラフ1】



投資をするとか、第二臨調(土光臨調)による科学技術予算抑制の結果、設備が老朽化し、危険で事故も起きている、そこを何としかしなければいけない、まず底上げが不可欠だというので、超党派の議員立法で基本法をつくり、中期的計画をつくることにしました。

その後、1996年度から5年ごとの計画をつくっていますが、第1期のところでぐっと伸びました。国の投資が若干増え、民間もそれなりに回復していった。底上げが図られ、次の第2期、第3期では重点化路線に転化し、重点8分野を中心に投資を増やしていきます。

2) リーマンショック後の要求再燃と政権転換

3期の途中の2008年にリーマンショックが起こり、ここで研究費が、特に民間が、大きく減りました。これは大変だ、本格的に国がカネを出すべきだという要求がされました。しかも、この頃になると、日本の大企業もかなり多国籍企業化している、世界展開していますから、完璧な国際競争力をつけなければいけない。国際競争の中で勝ち抜くためには研究開発投資もやらなければいけないが、リスクは負いたくない、というので、国が本格的に取り組むべきだと決意を新たにして、2009年から2012年の間は民主党政権でしたが、その政権に対し要求を行いました。それに応える形で、特に菅内閣がそうでしたが、原発輸出等の民間インフラ輸出を民主党政権が推進しようした経緯があり、財界の要求に応える形で予算を増やしていこうという姿、課題達成型に変化していったのが4期計画でした。ただし、2011年3月の大震災・原発事故で基本計画案の見直しを余儀なくされ、若干トーンダウンしました。

4期の途中2012年末から自公政権に変わり、アベノミクスの一環で研究費がまた大きく伸び出した局面で、2016年度から第5期に入りました。5期基本計画では、4期までの結果には成果もあったが、結局あまりうまくいかなかったという総括を述べています。しかし、なぜうまくいかなかったのかというと、計画が悪かったわけではないと言っている。特に大学の姿勢が悪かった、だから大学が改革をしなければいけないのだ、というのが基本計画の結論です。組織の壁があり、その壁を取り払わなかったからいけないので、

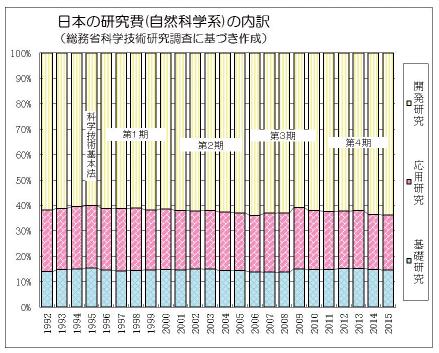
そういう硬直した大学を変えることがこれからの転換を図る最大の決め手なのだ、というストーリーで、後にも触れるように、これが5期基本計画の重点として出てきます。

3) 強まらなかった科学・技術、学術の基礎体力

もう一度、20年間の俯瞰に戻りますが、日本の研究費の内訳がどう変化したかです。第1期は底上げ、2期、3期は重点投資でしたが、1期から3期までの基本計画15年間で共通していたのは、実は、基礎研究重視が第1の柱でした。

自然科学分野での基礎研究、応用研究、開発研究の比率の推移をグラフ2 でみてみます。すると、一番下の基礎研究の比率はほとんど横ばい状態です。 2期以降は、基礎研究がじり貧で、一番上の開発研究の比率が増えていった。

【グラフ2】



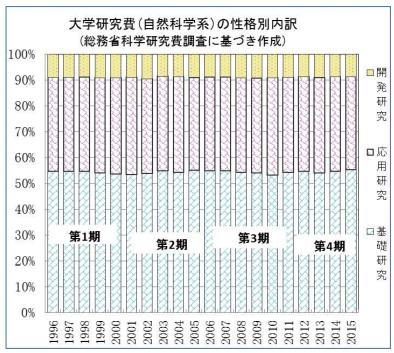
少なくとも基本法制定後十数年間くらいは、儲けに繋がる分野に重点化を 図ってきたことが読み取れます。裏返すと、日本の基礎研究力は相対的には 強化されなかったということができると思います。

私が問題に思うのは大学の研究費の内訳の推移(1996年~)です(グラフ3)。 基礎研究を重視するというのであれば、大学の基礎研究の比率は顕著に増え るはずです。それが実際は横ばいか、むしろ微減です。基本計画路線の中で、 大学が開発とか応用分野に取り込まれてきている姿がわかります。

基礎・応用・開発という定義は OECD レベルのもので、それでよいのかという議論もあることは承知していますが、いわゆる基礎研究の比率が増えていないことがデータを見る限り明らかであるという問題点を、まず前提として知っておく必要があると思います。

(注:第2次安倍内閣発足後の2013~2015年の数値では、基礎研究の比率が増加

【グラフ3】

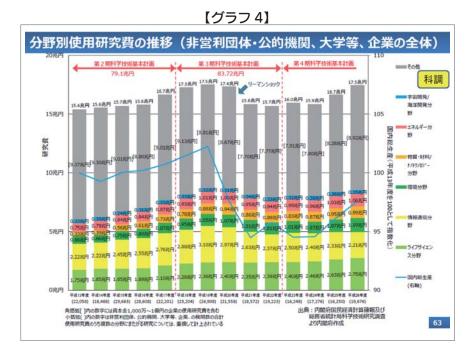


しています。4 期基本計画以降、基礎研究を「学術研究」と「目的基礎研究」に区分して、後者に競争的資金を投入して投資を増やしていることが反映しているといえます。)

3. 日本の研究開発投資の変化の一端

先ほど紹介した CSTI の科学技術イノベーション政策推進専門調査会に、 分野別の重点投資の状況を詳細に調べた資料が提出されました (2016 年 7 月 28 日の資料 2「研究開発投資の状況について」 http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/innovation/h28/4kai/siryo2-2-1.pdf ~ siryo2-2-9.pdf)。これは総務省や内閣府の調査に基づき、研究開発投資の推移を詳細に分析した基礎資料です。機関別(セクター別・規模別・研究者年代別)、使途別・収入構造、分野別、その他に区分した全部で 117 ページの資料です。

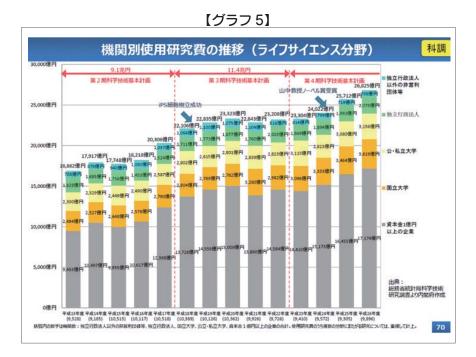
ここで 63 ページの「分野別使用研究費の推移(非営利団体・公的機関、 大学等、企業の全体)」を紹介します (グラフ 4)。文字が小さく、またカラー



30

印刷でないと分かりにくいのですが、 一番上のグレーの部分が「その他」で、その下にライフサイエンスとか情報通信とか細かく分かれている部分、いわゆる重点とされてきた分野の研究費が並んでいます。一番長い (多い) のが「その他」ですが、2 期基本計画が始まる平成 13 年度だと約 6 割 (9.4 兆円)を占めていたのが、最近 (平成 26 年度)では約 5 割 (8.9 兆円)です。つまり、重点分野のところが約 4 割 (6 兆円)から 5 割 (8.6 兆円)に増えてきているわけで、結局、重点分野に投資をしてきた、その他は金額自体も減少しているというのが、基本計画 20 年間の特徴です。

イメージをつかんでいただく趣旨でこれも小さな図で恐縮ですが、分野ごとに、例えば「ライフサイエンス分野」の研究費を機関別(資本金1億円以上の企業、国立大学、公・私立大学、独立行政法人、その他の非営利団体等)に区分したグラフも示されています(グラフ5)。その分野の研究費をどこでどれだけ使っているかの集計です。ライフサイエンスでは、資本金1億円以上の大

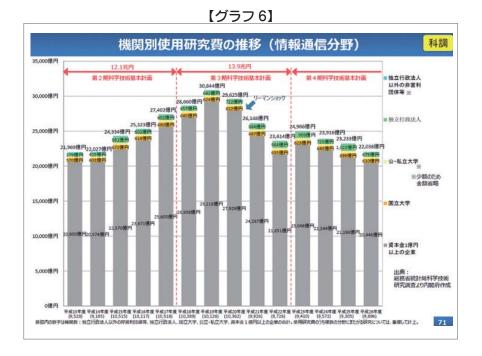


企業が約2/3です。それ以下の比率は、上に並べた機関順です。これで見ると、この分野ではどのセクターも近年おしなべて投資が増え、総額も伸び続けていますから、ライフサイエンスが最重点分野になっているということです。

その結果、ライフサイエンスの研究者となる卒業生が増え、就職難になっている。脱線しますが、特許庁の審査官にもバイオ出身者が大量に採用されてきます。バイオの審査案件は多くないのでまったく別の分野を審査するのが多数になります一能力があるので問題は生じませんが少しもったいない。他の職種でも似たようなことがあるのではないでしょうか。

対照的なのが「情報通信分野」です(グラフ6)。この分野では大企業の投資が9割以上です。ただ、研究費総額は平成19年度をピークに減り続け、ピーク時から3割の減少です。大企業は情報通信に過大な投資をしたくないのか、できないのか、よくわかりませんが。

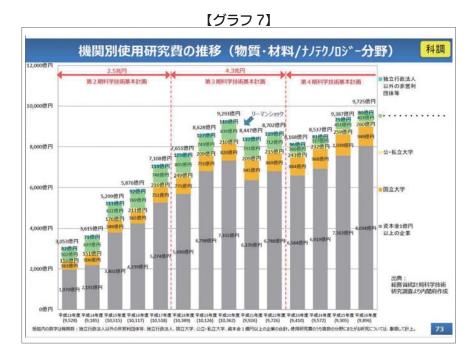
ところが、5期基本計画では、「超スマート社会」*を目指すことが提起さ



32

れました。超スマート社会というのは、実は何がキーになるのかよくわからず、極めてリスキーです。IoT (Internet of Things) といっても何が伸びていくかわからず、非常に不確実なものだが、投資を増やさないといけないということで、それなら国がリスクを負ってくれなければ困るじゃないかという要求が出てきているわけです。(*「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、活き活きと快適に暮らすことのできる社会」と定義されています)

同様に大企業の比率が高い(8割強)「物質・材料/ナノテクノロジー分野」 (グラフ7) は、最近4年間以上、企業による投資も増え、総額も増えています。ここは、高度機能材料などブレークスルーのために、もっと増やさなければいけないという引き続きの重点分野です。このように、それぞれ分野ごとに見ていくと要求の背景までわかり、興味深く思います。



33

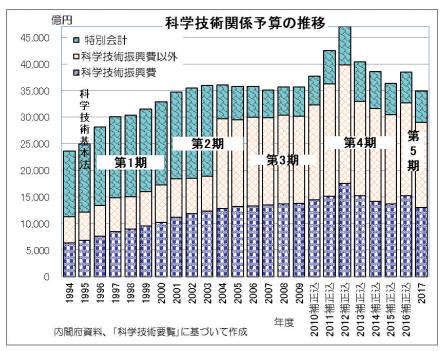
4. 科学技術関係予算の推移

1) 補正予算を活用して下支え

次に科学技術関係予算の推移です (グラフ8)。内閣府資料に基づいて作成したグラフです。これも 1995 年に基本法ができ、1996 年から基本計画ができてからぐっと伸びています。2003 年からは横ばいがしばらく続きました。リーマンショック後、2010 年からまた増えていますが、補正で増額しています。グラフは 2010 年度以降は補正も入れた金額で表しています。

当初予算だと伸びは滑らかなのですが、補正でどんどんつぎ込む方式が意識的にやられてきているので突出しています。しかし、財政硬直化が進み、景気がよくないので頭打ちになってきており、それをもう一度巻き戻そうというので、2017年度の概算要求では再び20%程度の要求をした。たぶん、そこまでいかないと思いますが、科学技術関係予算はこういう形で基本計画が

【グラフ8】



できてから伸びてきていることが読み取れます。

(注:決定した予算案では、当初予算比で前年度比 0.9%の伸びになりました) 内閣府も同様のグラフを発表しています (内閣府科学技術政策ホームページ、http://www8.cao.go.jp/cstp/budget/h29yosan.pdf)。 カラーでないと見にくいかもしれませんが、先にお話しした補正予算の金額が明示されています (グラフ 9)。また、こちらは地方公共団体の科学技術関係予算も集計に入っています—自治体の分をどうやって調べるのかよくわからないのですが。

2) 科学技術関係予算の内訳構造

さて、予算のグラフで (グラフ8)、一番下は「科学技術振興費」で、これ が新聞の予算報道で文教及び科学技術振興費というときに出てくるものです。 文字どおり「科学技術振興費」という予算項目のコードが振られた予算です

【参考】科学技術関係予算の推移 補正予算 予備費 地方公共団体分 当初予算 うち科学技術振興費 (億円) 52,792 50,463 4.407 50,000 46,963 3,853 .84 12246 4,938 4,483 41,401 42,405 42,444 5,076 4,899 40,490 40,841 40,404 4,757 4,496 5,027 34,868 0,212 4.297 0.970 4.576 4,206 40,000 4,453 4.250 4,160 4 792 4,475 4.344 6.081 3 238 142 2,400 3,938 1.451 1 588 30,000 36,648 36,927 36,098 36,513 35.444 779 ,743 35,113 35,708 35,639 35,890 20,000 10,000 13年度 14年度 15年度 16年度 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 第2期 第3期 第5期 第4期 第1期(8~12年度) 第2期(13~17年度) 第4期(23~27年度) 第5期(28~32年度) 第3期(18~22年度) 基本計画での投資規模:24兆円 基本計画での投資規模:17兆円 基本計画での投資規模:25兆円 現時点での予算額:7.8兆円 事際の予算額:21.1氷円 実際の予算額:21.7兆円 実際の予算額:22.9兆円 (※1)本集計は、現時点で未確定である公共事業費の一部(平成25年度まで社会資本整備事業特別会計で計上)等を除いたほか、現時点での各府省の連報値をとりまとめたものであ 5ため 今後の鋳造に上り変更があり得る

【グラフ9】

が、全体の 4 割弱なので、これだけでは科学技術関係予算の全貌は分かりません。グラフの中程が、一般会計の中の、先の科学技術振興費ではない科学技術関係のお金です。国立大学の運営費交付金(の大部分)などがここに入ります、これは科学技術振興費でなく、「教育振興助成費」です(注:いわゆる私大助成、私立学校振興費の一部も科学技術関係にカウントされていましたが、2017 年度から「私立大学等における研究の推進等に必要な経費」を分離して、こちらは「科学技術振興費」の項目に入りました)。それから、防衛省の研究開発費は 1000 億円オーダーでありますが、これも科学技術振興費ではなく、「防衛関係費」です。

グラフの一番上が特別会計です。特別会計は、年金、労働保険等13あります(2017年度)が、科学技術関係で出てくるのはエネ特(エネルギー対策特別会計)で、応用に近い技術が対象になります。最近あるのは震災復興の特別会計で、ここからの科学技術関係予算が一時増えましたが、今は減っています。

科学技術振興費は、科研費補助金など、比較的基礎的な分野の競争的資金の多くがここに入ります。基本計画発足後増え続けましたが、2000年代半ばから横ばい状態で、当初予算ベースでは前年比マイナス、-2%以上も珍しくありません。

3) PDCA サイクルと予算・決算の構造

5期基本計画の特徴に関わっていうと、科学技術関係予算について PDCA サイクルを回せということが求められています。そこで、科学技術関係予算とはそもそも何なのかの明確化が、政府に求められるようになります。 PDCA サイクルを回そうとしても結果がよくわからない。どの予算がどこまで使われているのかわからないから、総括のしようがない。特にあいまいな科学技術振興費以外の一般会計と特別会計について、どれが科学技術予算なのかはっきりさせろと言われるようになり、先の「研究開発投資の状況」の資料が作成されました。

PDCA の要求は主に産業界から出ましたが、産業界の発想では、予算より 決算が問題とされます。確かに、企業では、予算は立てるが、もうかりそう なら予算を超えて金を投入します。決算で利益が出たかどうかで評価する。 これで PDCA サイクルが動くというわけです。

ところが、政府は何だ、予算だけ決めて決算はあいまいだ、そもそもどの 予算を調べればよいのだ、という問題指摘がされます。確かに、私もしばし ば、どれが科学技術関係予算なのかを探してきましたが、いまだに確実には わかりません。やっと政府もやってくれるようになったので、これからはわ かりやすくなるかと、密かに期待しているところです。

4) 府省別の予算推移

科学技術関係予算の府省別の予算推移を表に示します(表 1)。2001 年度 以降の当初予算の金額で、欄外に補正予算の概要等を付けています。府省別 のランキングで記載しており、2017 年度予算の金額順に並べました。2017 年度は概算要求も示しました。府省の比率と累積%も表示しました。文科省 6割強、経産省 16%弱で、不動の 1 位、2 位です。3~5 位グループが防衛 省、厚労省、農水省です。農水省は、バイオで多少盛り返しつつありますが、 基本的にはじり貧です。3 省の順位はほぼこれに固まっていくと推測します。 この 5 省で約 9 割です。文科・経産で 8 割、防衛・厚労・農水で 10%、残り がその他となります。

ただ、注目すべきは内閣府が最近ぐんと増えていることです。内閣府は宇宙開発戦略を抱え、医薬品の研究開発の主導権を握るなど、内閣主導(CSTIの司令塔機能発揮)を強めています。今の政府の動向だと3~5位グループに入ってくるのは時間の問題と思います。

【表 1】

科学技術関係予算の推移(全額順)

17 17 1X 10 1X										
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
文部科学省	22,121	22,658	22,902	22,840	23,056	23,037	23,121	23,182	23,413	
経済産業省	5,613	6,010	6,113	6,053	5,907	5,581	5,033	5,127	5,316	
防衛省	1,490	1,435	1,608	1,855	1,446	1,836	1,573	1,841	1,317	
厚生労働省	1,239	1,281	1,340	1,290	1,291	1,308	1,315	1,364	1,351	
農林水産省	1,225	1,224	1,188	1,190	1,191	1,210	1,290	1,316	1,350	
内閣府	70	71	84	100	137	158	162	181	180	
環境省	294	306	312	312	292	289	314	331	350	
内閣官房	773	677	644	632	625	612	603	638	643	
総務省	845	776	801	801	828	749	731	708	709	
国土交通省	814	821	807	837	830	785	785	786	771	
復興庁	=			=	- 1	-	1-	1	=	
外務省	112	100	104	103	109	110	115	119	126	
法務省	23	22	22	22	22	21	20	63	63	
警察庁	23	23	22	22	22	22	22	24	24	
財務省	35	32	17	15	15	16	15	15	15	
国会	8	9	10	10	10	11	11	12	11	
総計	34,685	35,444	35,974	36,084	35,779	35,743	35,113	35,708	35,639	
	+1次補	+補正予					+補正	+補正	+補正	

+1次補 +補正予 正701億 算3238億 円、2次補 円

正5380億 円

国立大学 法人発足 2007.1 防 衛省発足

+補正 1175億円 1645億円 13465億 円,内執行 停止4019

億円。+2 次補正 1521億円

× ×	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017概算	2017	増減	比率%	累積%
文部科学省	23,236	24,494	24,657	23,151	23,118	22,801	22,463	25,501	22,508	0.2	64.6	64.2
経済産業省	5,388	5,863	5,127	5,212	5,396	4,817	5,366	6,705	5,443	1.4	15.6	81.0
防衛省	1,714	968	1,076	1,669	1,615	1,517	1,066	1,251	1,229	15.2	3.5	84.2
厚生労働省	1,541	1,501	1,626	1,626	1,627	1,055	1,068	1,230	1,067	-0.1	3.1	87.3
農林水産省	1,251	1,138	1,030	931	978	970	1,022	1,052	1,048	2.3	3.0	89.9
内閣府	199	172	146	142	740	708	853	897	858	0.7	2.5	92.2
環境省	380	393	651	768	582	649	744	851	749	0.7	2.1	94.3
内閣官房	636	670	630	608	610	614	619	717	620	0.1	1.8	96.1
総務省	610	531	564	495	493	459	473	686	561	18.6	1.6	97.8
国土交通省	706	692	709	689	733	527	508	515	476	-6.3	1.4	99.1
復興庁	=	-	496	601	404	240	232	195	175	-24.4	0.5	99.6
外務省	118	116	118	106	103	69	73	69	60	-17.3	0.2	99.8
法務省	64	64	52	56	68	59	18	30	28	57.3	0.1	99.9
警察庁	24	22	20	20	21	21	21	23	23	9.4	0.1	99.9
財務省	14	13	14	13	13	13	13	13	13	-2.3	0.0	100.0
国会	11	12	11	11	11	11	11	11	11	0.0	0.0	100.0
総計	35,890	36,648	36,926	36,097	36,513	34,529	34,552	39,746	34,868	0.9		
	+経済份	+1-42/7/結	+補正	+補正	+補正	+補正	+補正					

総合科学技術 会議資料に基 づきJSA科学・ 技術政策委員 会が作成

+経済危 +1-4次補 +補正 +補正 +補正 +補正 +補正 +補正 機対応子 正 10191億 4333億円 2258億円 1588億円 3938億円 備費 544億円 円 141億円 204億円 +補正 4448億円

1723億円 635億円

2016年 2017年 に金額 に金額 修正され 修正され ている ている

前年度金額を修 正。億円以下の 金額が一部不明 で、増減比率等 は不正確。

5. 科学技術基本計画と期間中の政府研究開発投資規模の数値目標

政府が決める基本計画は、海洋基本計画、宇宙基本計画等々、16 あるといわれますが、投資規模を決めている基本計画は科学技術基本計画だけのようです。財政当局としては、他の基本計画は金額数字を入れていないのに、ここだけ入れるのはおかしいと、5 期基本計画策定段階で圧力をかけ、財政審議会 (2015 年 5 月) で問題にしました。

そこで反発したのは財界です。CSTIの答申取りまとめ段階で、経団連「第5期科学技術基本計画の策定に向けた緊急提言」(2015年10月)、日本商工会議所「地方創生に向けた『第5期科学技術基本計画』のあり方に関する7つの提言」(2015年10月)、産業競争力懇談会(COCN)「第5期科学技術基本計画の最終とりまとめに向けての意見」(2015年10月)、関西経済連合会「第5期科学技術基本計画の策定に向けた提言」(2015年11月)等々、とにかく数値目標を入れるべきだと一斉に主張し、最終的に今回も金額目標が入りました。

 $1 \sim 5$ 期の基本計画での研究開発の投資規模の記述を表に示しました(表 2)。

1期では約17兆円とすることが必要だとしています。結果として5年間で17.6兆円として、これを突破しました。

2期では24兆円が必要としました。表内にある注記のように、5年間のGDPの名目成長率3.5%を前提とした数字ですが、5年間の平均のGDPは \triangle 0.2%(単純な算術平均なので経済の先生に怒られるかもしれません)で、投資規模累計は21.1兆円で未達成でした。3期は約25兆円が必要としましたが、結果は21.7兆円でした。これも名目成長率3.1%を想定したが、 \triangle 0.98%だったということです。4期は25兆円が必要としましたが、これもGDPが平均2.8%の前提に対し実績0.82%で、トータル22.8兆円で、未到達でした。

経済成長率との関わりでいくとほぼ達成しているといえます。その意味で、 金額目標を入れると予算が取れるということの証明だと思います。これが財 界の一斉行動の動機になっています。

5 期基本計画では、「26 兆円となる」としました。名目成長率を平均 3.3% としています。GDP600 兆円を目指すので大丈夫なはずですが…

表のように、1期から4期は「……とすることが必要である」という末尾 表現でしたが、5期では末尾が「…となる」で、「必要」はその少し前にあり ます。ニュートラルな末尾表現に変わったのは、恐らく政府内部の駆け引き の反映です。ただ、表現はどうあれ、カネが入ればいいのだというのが財界 の要望だと思います。

【表 2】 科学技術基本計画における政府研究開発投資規模

	期間	閣議 決定	内閣	政府の研究開発投資規模	政府投 資実績	平均名 目GDP 成長率
第1期	1996~ 2000	1996. 7.2	橋本	21世紀初頭に対CDP比率で欧米主要国並みに引き上げるとの考え方の下に、本計画の期間内に倍増を実現させることが強く求められている。この場合、平成8年度より12年度までの科学技術関係経費の総額の規模を約17兆円とすることが必要である。	17.6 兆円	0.24
第2期	2001~ 2005	2001. 3.30	森	第2期基本計画期間中も対GDP比率で少なくとも欧米主要国の水準を確保することが求められている。この場合、平成13年度より17年度までの政府研究開発投資の総額の規模を約24兆円とすることが必要である。(は)上記は、第2期基本計画期間中に政府研究開発投資の対GDP比率が1%、上記期間中のGDPの名目成長率が3.5%を前提としているものである。	21.1 兆円	-0.2
第3期	2006~ 2010	2006. 3.28	小泉	政府研究開発投資について、第3期基本計画期間中も対GDP比率で欧米主要国の水準を確保することが求められている。この場合、平成18年度より22年度までの政府研究開発投資の総額の規模を約25米円とすることが必要である。(注)上記は、第3期基本計画期間中に政府研究開発投資の対GDP比率が1%、上記期間中におけるGDPの名目成長率が平均3.1%を前提としているものである。	21.7 兆円	-0.98
第4期	2011~ 2015	2011. 8.19	菅	官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることも目指すこととする。その場合、第4期基本計画期間中の政府研究開発投資の総額の規模を約25兆円とすることが要である(同期間中に政府研究開発投資の対GDP比率1%、GDPの名目成長率平均2.8%を前提に試算)。	22.8 兆円	0.82
第5期	2016~ 2020	2016. 1.22	安倍	官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするととは、政府研究開発投資について、…対GDP比の1%にすることを目指すこととする。期間中のGDPの名目成長率を平均3.3%という前提で試算した場合、第5期基本計画期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約26兆円となる。	?	?

Ⅱ. キーワードでみる科学技術基本計画

第 1~5期の基本計画と、第2次安倍内閣が毎年策定している科学技術イノベーション総合計画におけるキーワード(五十音順)の頻度推移を表に示しました(表3)。いくつかコメントします。

1期と比べると、「競争」「重点」といった言葉が2期、3期に向け増えたこと、2期で「評価」が増えたことで、評価をして重点化をしていく、重点投資の時代であったと言えます。

4期、5期で「イノベーション」が本格的に登場します。4期で一気に増え、5期では倍増近くになっている。3期で既に登場しているものの、4期、5期で質的に転化していると思います。

表で見ていくと、基礎、基礎研究が減っていく一方、「基盤技術」が5期で増えている。いわばイノベーションの基盤になるような技術という発想で「基盤」というキーワードが増えている。これは地味な変化ですが、注目している事項です。

突出しているのは「企業」で、「企業が活動しやすい国」の政策を反映しています。

「競争」も、大学間の競争とか研究者の競争で2期、3期から増えていますが、「競争力」が5期で一気に増えたということで、企業の国際的な競争力確保を重視する、数字は「企業」などに比べると少ないですが、これも注目すべき事項だと思います。

「原子力」が多いのは4期計画からです。4期は基本的には原子力研究を推進しようという立場にありました。計画の閣議決定直前に3.11があって、見直しを行った後、修正したのですが、かなり残っているということです。5期で少し残っているのは、廃炉の研究等で、オブラートで包んでいますが、減ったけれども残っている姿になっています。

特徴的なところでは「人材」があります。これは5期計画でぐんと増えています。人材供給としての大学に注目しているということです。文科省関係の資料だと、人材の「材」が「財」になっていることがありますが、基本計

【表3】

科学技術基本計画と科学技術イノベーション総合戦略におけるキーワードの推移

	签1 哲学工	谷っ田斗エ	答り卸料子	計画 第4期計画	笠に 卸斗 エ	2013	2014	2015	2016
BB5 11 11				1				1	
					2016.1.22				
内閣	橋本	森 25	小泉 34	菅	安倍	安倍 34	安倍 37	安倍 37	安倍
安全 安全保障	4 0	20	4		42 15			31	
<u> </u>	5	11	11	1	11	1 21	2 15	3 13 20 180	
一体 イ/ベーション オープン(・)イ/ベーション 科学技術イ/ベーション ナープンサイエンス ###	0				25	5	26	20	·
'ノベ <i>ーショ</i> ン	0	2 0	<u>4</u> 38	25 142	25 246	5 212	319 2	180	1
オープン(・)イノベーション	0	0	0	4	16	2	2	9	
科学技術イノベーション	0	0	0	68	119	93	98	52	
ープンサイエンス	0	0	0	0	10	0	0	3 46	
色新 栗題	2 15	22 67	11	0 24 127	13 107	52 100	79	46 112	1
^{表起} 環境 (除く、環境省)	30	03	63 72	46	10 r 64	80	98 0 79 193 110	84	1
元 第元	2	14	20	7	2	2	110	2	
<u> </u>	2 2	1	33 7	10	2	4	6	2 4	
i.礎	19	34	34	33	2 2 21	13	6 29	38	·
基礎研究	12	14	26	24	17	11	18	29	
盤	35	62	49	64	91	22	53	53	1
基盤技術	0	3 7	0	6	26	1	12	10	ļ
基盤的	8		9	10	25	1	8	11	
基盤的(な)技術	0	1	0	1	3	1	4	2 2 3	
基盤的(な)力 基盤的経費	0 0	0 2	0 0	1 1	11 10	1 0	4 0	2	
基盤的資金	5	0	5	0	0	0	, <u>v</u>		t
至	12	31	21	15	143	41	2 82	0 105	
	0	4	10	3		2	3	6	
	19	4 77	147	3 38	62 62	62	102	6 63	
競争的	16	49	0.0	10	7	12	12	14	
競争力	0	15	29	18	34	38	73 6	14 35	
子力	0	2 27	0	27	5	5	6	12	
林	10		35 95	14	32	21	98 129	14	
I際 国際的	42	85	28	110 32	98	95		64 15	
国際可 国際貢献	19 0	42	28 0		29	20	22		
国家	1	0 15	18	1 15	16	7	14	1 11	
国家戦略	0	0	18 2 0	5	4	7		1	·
益	0	0	0	1	1	0	7 0	1 0	
芒学官	21	29 17	31 13	30	37 14	20	30	13 9 62	
業界	1		13	31 61	14	10	9 35	9	
(金	52	50	77		78	22		62	
主	8 2	2	6	0	0	0	1	0	ļ
1由 i点	16	50	6	3 35	4 17	0 68	81	90	
-	0		69 1	0	7	14		11	
材	27	1 54	104	87	157	38	21 71	109	
財	0	0	0	0	0	2	1	0	
類	10	18	11	9	5	4	3	0	
任	2 0	14	18	9 3 0	5 3	4 11	4	0	
社会的責任 説明責任	0	3	0	0	0	0	0	0	
說明責任	0	2 9 31	11	3	0 2	3	0	0 0 113	ļ
明	0		15 77	4 83	2	11 67	4 128	110	ļ
略端	12	31	25	83	98	<u> </u>	128 18	113	
	25	7 97	25 919	158	14 191	58	61	73	T
·学 ·様	22	21	38	63	131	2.9	50	46	
的財産+知財	2	9	38 36	20	40	29 18	24	21	
球	22 2 10	9 18	6 2	18	32	11	18	46 21 27	
和	8	4 27		1	1	0	3	1	
分	9	27	42	39	22	7	26	7	ļ
值	66	152	84	82	47	36	43	41	
準	13	19	22	25	26	25	43	31	
正	0	1	2	1	8	0	<u>6</u>	0	ļ
ラットフォーム 和	0	0	0	1	17	4	7	25 0	
TH ンチャー	1	1 8	<u>1</u> 16	7	K3	<u>1</u>	0 3	31	ł
シテヤ ^に !主	0	0	0	0	0	0	0	31	t
<u>. 土</u> . 標	3	13	66	30	31	55	92	0 64	
.動	8	11	10	5	16	5	9	10	·
i用+デュアルユース	0	0	0	0	0	0	0	0	
多義+両義)	Ů	Ŏ	0	ŏ	1	Ö	ŏ		†
建	1	20	8	6	10	4	2	0	1

画では「財」の字は使われていません。

「大学」も高い水準になっています。

頻度は小さいですが、面白いのは「プラットフォーム」です。5 期で突然 増えましたが、産学官連携して一緒に研究をやる場として使われているので、この点も注目すべきところです。

一方、「自主」「民主」「責任」「調和」といった言葉は少なく、これもこの 基本計画の性格を表しているものだと思います。

それから、後ほど問題になる軍学共同の関係ですが、「デュアルユース」、「両用技術」という単語は基本計画には載っていません。1か所、似たような言葉で「多義」があります。技術には多義性があり、そこを考えてやっていかなければいけないということで、「多義」というキーワードが一つだけあります。露骨に「デュアルユースを推進」とか、そういう言葉では出てこないのが一つの逆の特徴とも言えます。

表の右側の科学技術イノベーション総合戦略は、5年間の基本計画に対し、 毎年何を重点とするか、何を進め、何がだめなのかを決める年次計画です。 毎年安倍カラーが強まっていますが、5 期基本計画後に決定された総合戦略 2016 で、安全、企業、人材、大学が急増しています。

Ⅲ. 第5期科学技術基本計画の特徴と問題点

近 に 5 期基本計画の特徴点に触れていますが、改めて計画の特徴と問題点を整理します。

- 1. 産業界が主導した科学技術基本計画
 - 1点目は、産業界が主導した基本計画だということです。
- 1) 計画づくりから計画実行まで
 - ー「本格的な産学官連携」とアカデミアの意識改革を要求 これは、当事者が極めて露骨に言っています。CSTIの議事録(2015年12

月18日)で、久間さんという産業界の代表(CSTIの常勤議員、元三菱電機)が、今般の基本計画の特徴は、産業界がまさに一体となってつくり上げた点にあり、その結果、AIとかビッグデータ処理といったものを柱にしたのだと、因果関係まではっきり述べています。そして、政策をつくる段階だけでなく、政策を実行する段階で産業界が全面的に参画し、本格的な産学官連携を推進することで経済成長を牽引すると言います。この「本格的な産学官連携」は重要なキーワードで、従来と異なる「組織と組織」が連携する高いレベルの産学官連携を目指すということです。

そして、それを進める上で産業界の意識改革が必要だが、アカデミアの意 識改革はもっと必要だと言っています。結局、産業界としてアカデミアの意 識改革の要求を強調します。

基本計画の中で「企業」というキーワードが急増したことは、産業界が本音を隠さない段階になったのだと思います。私は、「国の計画としての劣化現象」だと評価するのですが、5 期基本計画では、「企業ではリスクをとりづらく、研究開発の成長を短期的に求めるようになっているのに対し、政府は長期的に不確実性の高い研究開発をやる」としている。私が産業界の人間だったら、こういう表現は絶対しない、恥ずかしい。産業界としても長い視野をもちながら"今"の研究や開発をするものだと思われますので、企業は成果を短期的に求めるという卑下したような言い方はする必要がない。よくこういうことが書けるな、と率直に思います。

基本計画では続いて「企業の研究開発が既存技術の改良等がほとんどであることを踏まえれば……」という記載がありますが、これも恥ずかしいと思います。「市場化の見通しが不透明な研究開発については、大学は研究機関においてこれを実施し、成果を蓄積していかなければならず、そうでないと研究開発は海外の大学に求めざるを得ないし、企業の研究開発拠点も海外に移転することになる」と、脅しをかけたつもりになっています。

これが、政府が閣議決定した計画です。産業界も政府も堕落していると言 えます。

2) 時機に見合った提言を重ねる経済界

大企業の集まりである日本経団連は、基本計画策定前後の提言で政策に徹底してコミットしています。基本計画策定前には、2014年11月に「第5期科学技術基本計画の策定に向けて」を発表しました。基本計画の検討を開始したのは2014年10月からなのですが、始めた途端にこのようにつくれと言っている。基本計画の重要課題の最初は大学改革で、この段階から言っている。2015年3月の「未来創造に資する『科学技術イノベーション基本計画』への進化を求める~第5期科学技術基本計画の策定に向けた第2次提言」は、基本計画案の中間まとめが5月に出されある程度の骨格ができる、その直前時期の提言です。

2015年10月の提言は、先に紹介したように、財政当局側が基本計画に金額目標を出すなと言ってきたので、とんでもない、金額を入れろと言ったものです。

財界は、基本計画策定段階の節々できちっと要求を出してきています。基本計画が閣議決定されたのが今年(2016 年)1月22日ですが、そこから1か月もたたないうちに、「産学官連携による共同研究の強化に向けて~イノベーションを担う大学・研究開発法人への期待~」(2016 年2月)として産学官連携の共同計画をという提言をしています。先ほど、久間さんが実行段階で産業界はコミットしますよと言ったのがこれです。最初に、まず産学官連携という提言をしたことに注目する必要があると思います。

日本経団連は「GDP600 兆円経済の実現に向けて - 2016 年度事業方針」ということで年間方針を出しています(2016 年 6 月)。総会で決める事業方針の中で、オープンイノベーションを促進することをまず言っています。イノベーションを起こすように頑張るというならわかるのですが、オープンイノベーションを促進するというのは、他の会社等からキーテクノロジーを入手することを第一義的に追求するという宣言です。オープンイノベーションが、一つの側面として採用されるのは当然だと思いますが、それを促進するというのは、いかがなものか。外からシーズを取ってきて、IoT、ロボット、AI の研究をやると言っているわけで、こういうことを経団連の組織の方針

として出しては、大志を感じることはできません。

また、事業方針では、大学改革についても大項目を設けています。大学に対し自主的な改革への取組みを促すということですが、具体的には学長のリーダーシップであり、ガバナンス強化というものを求めています。学長がリーダーシップをとれるようになれば、学長をコントロールすれば大学は思うとおり動くと考えており、いわば企業組織のようにトップダウン型にしようということを要求している。それを経団連の年間方針として出している点は、やはり重視する必要があると思います。産業界主導が1番目の特徴です。

2. 科学技術イノベーション論による総動員体制

ーオープンイノベーションのためのオープンサイエンスの要求

1) 「科学技術イノベーション」政策は、科学・技術、(学術)政策なのか?

-基本計画の変質

2番目の大きな特徴は、科学技術イノベーション論による総動員体制ということです。オープンイノベーションのためのオープンサイエンスの要求と 整理しました。

5 期基本計画には「科学技術イノベーション」というキーワードがたくさん入っています。科学技術イノベーションのために何をやるかという発想で展開されています。総論的に言うと、科学技術イノベーション政策は科学・技術政策なのかという疑問があります。その意味では、科学技術基本計画の変質だと言っていいと思います。

基本計画にも、「科学技術イノベーション政策は、経済、社会及び公共のための主要な政策の一つとして、わが国を未来へと導くためのものである」と書いてあります。要するに、科学技術イノベーション追求を第一義とする5期基本計画は、科学技術や学術をどう発展させるかという計画とはいえないものです。社会政策の一つとして、科学・技術、学術を位置づけ、それに貢献していくべきだという位置づけをしてきたと言っていいと思います。

そして、「第5期科学技術基本計画は、政府、学会、産業界、国民といった幅広い関係者が共に実行する計画である」とし、だから学会もこれに従っ

て働けという計画なのだということを宣言しているわけです。また、「この基本計画の実行を通してわが国の経済成長と雇用創出を実現し、国及び国民の安全・安心の確保と豊かな生活の実現、そして世界の発展に貢献していく」としている。科学技術はそういう奉仕をする立場だということを言っている点が特徴だと思います。

さらに、科学技術イノベーションと基本計画の目指す「超スマート社会」、「Society 5.0」について、基本計画には「(注)」として、「Society 5.0(「超スマート社会」): 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく、という意味を込めている。」と定義が書かれています。同様に「(注)」として、「科学技術イノベーション:科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて経済的、社会的、公共的価値の創造に結びつける革新」と定義しています。つまり、科学技術イノベーションは経済的、社会的、公共的価値の創造であり、いわゆる技術革新ではありません。基本的にイノベーションは社会の変革であり、社会の姿が変わることです。パラダイム転換が起きることがイノベーションであり、学術的な進歩、あるいは技術的な進歩はイノベーションではない。科学・技術、学術を、科学技術イノベーション万能論で動員する。そこが、科学技術基本計画が変質したと言わざるを得ないポイントだと思います。

- 2) オープンイノベーションとオープンサイエンス
 - 「オープン」の方向の差異、研究者本位と無縁
- ①経営手法として自主開発負担を極小化するオープンイノベーション -リスク負担の転換

基本計画は、「イノベーションを巡るグローバルな競争が激化する中で、企業において、組織外の知識や技術を積極的に取り込むオープンイノベーションの取組が重要視されるようになっている。それに呼応して、科学研究の進め方もオープンサイエンスが世界的な潮流となりつつある。」としています。

先ほど、オープンイノベーションのためのオープンサイエンスの要求と言

いましたが、オープンイノベーションとオープンサイエンスとは、オープン の方向が違います。オープンイノベーションは、経営手法として自主開発負担を極小化する方法です (科学・技術政策ではありません)。それに対しオープンサイエンスは、オープンイノベーションをするための制度的保証として要求される、という関係になります (皮肉ですが、こちらは科学・技術政策といえるかもしれません)。オープンでも、ベクトルで言えば逆です。

オープンイノベーションは、企業が、自前で開発するのをやめて、組織の 外からシーズを持ってきて、それを取り込む形で、社会変化であるイノベー ションにつながるような技術革新をやることです。つまり、オープンな外部 環境から、中へ取り込むということです。

これまでのクローズドイノベーションは、自前で研究開発してシーズをつくってきましたが、自前開発のコストとリスクをなくして、外から取りたいものを取ってくるのがオープンイノベーションです。具体的には産学官連携などで大学や研究機関からシーズを提供してもらうわけです。ただ、どこにどういうシーズがあるかわからないので困るから、オープンサイエンスでやっていく。サイエンスの状況を全部オープンにしてわかるようにして、欲しいとなったらすぐ手を出せる仕組みを設けるのがオープンサイエンスです。

②国にオープンサイエンスの体制作りと

企業のクローズ戦略に組み込む保証を求める

だから、国にオープンサイエンスの体制づくりを求めるわけで、基本計画は、「国は、資金配分機関、大学等の研究機関、研究者等の関係者と連携して、オープンサイエンスの推進体制を構築する。」としています。同時に、「研究成果のうち、国家安全保障等に係るデータ、商業目的で収集されたデータなどは公開適用対象外とする。…国益等を意識したオープン・アンド・クローズ戦略及び知的財産の実施等に留意することが重要である。」としていて、安全保障については後で触れますが、商業目的で企業が集めたデータは公開しない。企業の研究は公開しないことを露骨に言っています。商業的利益も「国益」に含めている。企業はオープンな環境から取ってきて、そのために大

学等にサイエンスの結果をオープンにさせるけれども、取ってきたものはクローズにするということです。オープンイノベーションとオープンサイエンスのセットという新しい提起がされたといえます。

③重点投資分野では基礎研究まで巻き込む、 その保証としてのオープンサイエンス体制

こことの関係で、基本計画に、「イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進」というフレーズがあります。学術研究も基礎研究もイノベーションに役立つものは抱え込み、それはオープンイノベーションのシーズとして当然使うというわけです。こういうことを考えているからオープンサイエンスを要求するのです。

実は、オープンサイエンスを本格的に実行するには体制とヒトとカネがいりますから、CSTIに「オープンサイエンス推進に関するフォローアップ検討会」というのが、基本計画策定途中から設けられ、最近(2016年9月、第7回)もまだ検討を続けている状況です。

学術論文は既にオープンになっているではないか、というご指摘があります。しかし、オープンイノベーションに利用する観点から考えると、データの網羅性とアクセス可能性(データのインデキシング等)を合理的コストで確保するのは大変な作業です。また、データの所有権や著作権の所在と管理、データの保存と保護、有償・無償等々の課題を一つずつ解決し標準化する必要もあります。オープンサイエンスについて、日本学術会議や科学技術・学術審議会でも検討を行っているのは、こうした独特の困難が存在するからだと思います。

3. 大学「改革」と制度・資金「改革」の一体化を要求 ーイノベーションへの動員と CSTI の体制強化

基本計画の特徴の3番目は、大学改革と制度・資金改革の"一体化"を要求していることです。具体的には、制度・資金から締めつけて大学改革を迫るということです。

1) 大学「改革」を進める CSTI のキーマン大学関係者

イノベーションに大学を動員する観点で、CSTIの議員の大学関係者2名がキーマンです。

橋本和仁・物質・材料研究機構理事長、東大工学部教授は、「今回、大学 改革、特にイノベーションの視点からの大学改革を基本計画の中心課題の1 つとして打ち出したことは極めて重要です。大学改革は今、文部科学省にお いて精力的に進められていると理解しておりますが、来年4月に第5期基本 計画の開始と時を同じくして、国立大学の第3期中期計画が始まるわけで、 是非大学改革を着実に、しかし加速して進めていただきたいと思います。| と 発言しています(2015年12月18日CSTI本会議)。橋本氏は、基本計画の 特徴はフィジカルな技術やモノとバーチャルなサイバー空間の結合で、社会 イノベーション、社会変革を誘導していこうとしている視点にある、そのた めには、文系・理系の壁を取り払った教育、人材育成、研究開発の体制の構 築が急務だと言っています。これはいわゆる文系廃止の思想です。基本計画 では、文系の人材は必要だとは書いていますが、必要だけれどもそれも取り 込んでいくという考え方です。例えば、心理学とか経済学はイノベーション の実現のために必要で、そういう人も取り込む、しかし、大学には文系・理 系の壁があり、文系は文系の勝手な論理で動いているからけしからんという 発想に基づくものだと思います。

もう一人、CSTIに4月から常勤議員で入った上山隆大(うえやまたかひろ)・元政策研究大学院大学副学長は「私は大学の改革を第一のミッションとして掲げて仕事をしている」「大学改革には組織の改革と、意識の改革と、制度の改革、これらを一体になってやらなければいけない」と発言しています(2016年6月21日、第1回経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会)。

上山氏が発言した委員会は、経済財政諮問会議と CSTI が、基本計画史上始めて合同でつくった専門委員会です。経済財政諮問会議は最大の司令塔機能ですから、それと科学技術関係の司令塔が一緒になって進めていく仕組みができたことは、大学改革等を進める上で「非常に大きなバックアップにな

る」と上山氏が発言しています。

大学改革の中身については、基本的にはマネジメントとそのための改革の インセンティブということを言っています。

2) 5期基本計画が求める大学

ーマネジメント強化とインセンティブを提示

基本計画は、「国立大学改革と研究資金政策との一体的推進」という見出し をつくって、「科学技術イノベーションを推進する上で、その中核的な実行主 体である国立大学の組織を抜本的に改革し、機能の強化を図ることが喫緊の 課題であり、国立大学改革と政府の研究資金制度改革とを一体的に推進す る。」と述べています。具体的に求めるのは「学長のリーダーシップに基づ くマネジメントを確立 |「組織全体における適切な資源配分(ポートフォリオ・ マネジメント)を通じた経営力の強化|「教育研究組織の大胆な再編や新陳 代謝、人材の適材適所の配置を促進するための人事給与システムの改革」「各 大学のミッションに応じた学長選考の実施と学長人材の育成・確保 | 等々を 提示するとともに、「国」の役割として、「国立大学の運営費交付金の評価及 び配分手法を活用することも含め、大学に対して、このような取組を積極的 に推進するためのインセンティブを付与するとともに、国立大学を含む大学 が、計画的かつ効率的な財政運営を行えるよう制度の見直しの検討を行い、 必要な措置を講ずる。|「自らの強み、特色を最大限生かしつつ自己改革に積 極的に取り組む国立大学を重点支援し、グローバルな視点から大学間競争を 活性化する。| と、全大学を視野に入れた、マネジメント強化の要求とイン センティブ付与による誘導を明記しています。

3) オープンイノベーション追求のため、産学官連携の位置付けが変化

大学「改革」を求める背景として、オープンイノベーションの追求のために産学官連携の位置づけが変化したことにより、「本格」さが求められるに至りました。5 期基本計画では「産学官連携活動を本格化する」というキーワードを使っています。今までは本格的ではなかったわけで、規模・質ともに本

格的にするということです。これに呼応して、経団連は基本計画ができた途端に産学官連携の具体化を提起していたことを先に指摘しました。

2016年4月12日の「未来投資に向けた官民対話」(同年9月に、「成長戦略の司令塔」である日本経済再生本部の「未来投資会議」になった)の場でも、榊原・経団連会長が、「イノベーションの推進」として、「企業から国内の大学・研究開発法人への投資額が2025年度までに『3倍増』になる環境を整備」を提起し、五神・東大総長が、「イノベーションの観点からの産学協創」を約束する等、産学が呼応して「本格」化論議を進めています。

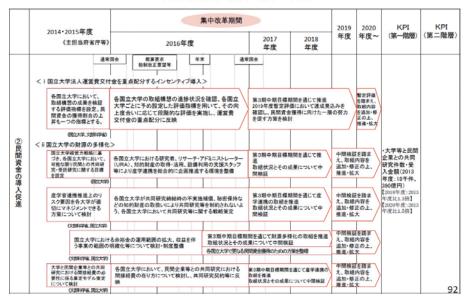
この五神氏と先の橋本氏は、大学人の側から種々の場で大学を変えると発言しています。特に五神氏は、産学連携ではなく産学協創だ、東大がまず率 先すると吹聴しています。

経団連会長は、企業からの投資額3倍化の目標を打ち上げることにより、 それを受け取ってきちんと使えるような大学になりなさいと要求してきてい るものといえます。

大学改革、産学官連携は、経済財政諮問会議が策定した「骨太方針-経済財政運営と改革の基本方針」(2016年6月2日閣議決定)等でも位置づけられています。毎年策定される骨太方針に基づいて作成・改定される「経済・財政再生計画の改革工程表」(全体で103ページ、約1/3が社会保障関係、文教・科学技術13ページ)でも、大学間の連携や学部等の再編・統合の促進、国立大学法人運営費交付金を重点配分するインセンティブ導入、国立大学の財源の多様化、大学改革と競争的研究費改革の一体的推進、等の大学「改革」について、各年度に何をやる予定か、実際にやったのかを一覧記載した日程表が提示されています(CSTIホームページに抜粋掲載 http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/keizai/1kai/siryo3.pdf。紙面の都合上1ページのみ掲載)(表4)。

(注:「日本再興戦略」の「中短期工程表」でも、「イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ」、「本格的な産学官連携の推進」等の予定と進捗が詳細にまとめられています http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016 kouteihyo.pdf)

【表 4】 経済·財政再生計画 改革工程表



骨太方針とリンクして「日本再興戦略」(2016年6月2日に改定版閣議決定)を日本経済再生本部が策定しています。この会議も首相が議長かつ本部長で、経済財政諮問会議と日本経済再生本部の大きな二つが経済政策を決めているのですが、再興戦略の中でも「イノベーショナルシステム」として、「組織対組織の本格的な産学官連携」を言っていますから、「本格的な産学官連携」は閣議決定事項なのです。なお、「産学官連携深化」というキーワードもあり、この名を冠したワーキンググループが、文科省と経産省の共管で設けられ、再興戦略の具体化を検討しています。このように産学官連携をキーとする大学「改革」は、政府のいろいろな組織が連携して計画され監視されるようになっています。

4. 科学技術イノベーションの推進と司令塔機能

1) 司令塔としての総合科学技術・イノベーション会議と司令塔間の連携 5 期基本計画の特徴の4番目は、科学技術イノベーションの推進と司令塔 機能の問題です。基本計画は、「大学、公的研究機関、企業といった多様な主 体や関係府省の取組を全体的に俯瞰した上で、国として、国内外に向けて、 科学技術イノベーション政策を一体的かつ戦略的に推准することが重要であ り、そのための体制を強化するとともに、総合科学技術・イノベーション会 議の司令塔機能の強化を図る。| としています。司令塔の機能とは、産学官を 俯瞰し、国の政策を推進させる機能のことです。重要なのは、同時に、他の 司令塔機能、「日本経済再生本部、規制改革会議、国家安全保障会議、まち・ ひと・しごと創生本部、宇宙開発戦略本部、サイバーセキュリティ戦略本部、 国土強靱化推進本部等 | との連携を更に強めることを求めていることです。 日本学術会議との連携も並べて書いてありますが。司令塔機能の例示に、国 家安全保障会議、宇宙開発戦略本部、サイバーセキュリティ戦略本部を明記 したのは、当然、基本計画が推進しようとしている科学・技術の分野や追求 目標において、整合性が求められるからだといえます。後に触れる軍学共同 に踏み出すために国家安全保障会議の例示が必要だということなどです。平 和目的が外された宇宙も同様です。サイバーセキュリティが安全保障の観点 から重視されるようになっていることも皆さんご存じだろうと思います。

2) 内閣府設置法改正(2014年5月施行)による、

科学技術予算の調整機能の内閣府移管を反映

CSTIに司令塔機能を求めるのは、内閣府設置法の改正で、科学技術予算に係る見積方針の調整機能(「支配機能」ともいえます)が内閣府に移管されたからです。それまでは文科省だったのですが、改正後文科省に残っているのは「内閣府に係るものを除く」という形で、残りものがあれば文科省で調整してもいいと位置づけが転換しました。文科省の大学政策や学術政策は内閣府の指揮下に基本的には入るよう大きな変化を遂げています。

文科省はそういう矛盾を抱えているので、本音ははらわたが煮えくり返っ

ていますが、逆に内閣府の意向を先取りするような形でいろいろな政策を出 してきています。ときどき先走って大学を混乱させる事態を起こしますが、 こういう構造変化が背景にあります。

3) 司令塔機能の連携の具体化

司令塔機能の連携の具体化として設けられた経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会が何をやるかというと、科学技術イノベーション政策での「見える化」の徹底と、エビデンスに基づいた実効性ある PDCA サイクルの確立を要求しています。見える化については、予算でこれを付けますという、いわば官僚的な進め方ではなく、決算でいくら投資して、どういう成果があったかをはっきりさせるということで、そのためにエビデンスが求められているというのは既にお話ししたことです。エビデンスに基づき PDCAサイクルを回し、イノベーションに近づける構造に日本の科学・技術、学術を変化させるため、指標に基づき政策遂行するという話になります。

4)「指標」に基づく政策遂行の態勢づくり

基本計画を決めると同時に、CSTI は指標と目標値を決定しています。この5年間で何をどうするかということについて、詳細な数値目標を立てています。例えば、5年間で40歳未満の大学本部教員を1割増加させる、女性の新規採用を自然科学全体で30%に増やす、被引用トップ10%論文を10%にするとか、8項目の目標値と21の指標を決めています(http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5sanko.pdf)。目標を独り歩きさせてはいけないと言っているのですが、これがPDCAサイクルを回すときの一つのカギになってくることは間違いなく、そのためにつくったといえると思います。

科学技術イノベーション政策推進専門調査会という基本計画のフォローアップを進める組織で、研究開発投資等を中心としたエビデンスに基づく PDCA サイクルの確立の検討を本格的に始めています。基本計画は、指標と目標値で成否の評価がされる計画になりました。

5. 産軍学共同の網

1) 科学技術基本計画への軍事技術の取り込みと、閣議決定の重み

5 期基本計画の特徴で重大なのは軍学共同の問題です。「産軍学共同の網」という表現をしました。まず基本計画では軍事技術を取り込み、それを閣議決定した重みがあるということです。基本計画の文章はどうなっているでしょうか。

「…国家安全保障戦略を踏まえ、国家安全保障上の諸課題に対し、関係府省・産学官連携の下、適切な国際的連携体制の構築も含め必要な技術の研究開発を推進する。その際、海洋、宇宙……」とあります。続いて、「…なお、これらの研究開発の推進とともに、安全保障の視点から、関係府省連携の下、技術開発関連情報等、科学技術に関する動向の把握に努めることが重要である」としています。

閣議決定される文章は全府省が「てにをは」を含め、全部チェックしていて、それで合意したのがこれです。(まれに、総理大臣等が「政治判断」で突っ走る場合もありますが。)

極めて短い文章ですが、極めて重要なことが書かれています。これをどう読むかです。「国家安全保障戦略を踏まえ」は一先ず置くとして、「国家安全保障上の諸課題に対して……必要な技術の研究開発を推進する」としている。これで軍事技術推進を基本計画の重点項目の一つとすることを明確にしました。実行は「関係府省・産学官連携」なので、防衛省だけでなく、文科省、経産省、厚労省、内閣府等々も含めるし、産学官連携だから大学も含めるし、国際的連携という意味では米国の意向を踏まえてやる、ということです。

重要なのは「なお…」の部分です。科学技術の情報収集を安全保障の観点からやるとし、それも「関係府省連携」としている。防衛省だけがやるのではない、文科省も言われたら協力せよ、経産省は当然協力せよ、等々と言っているのがこの部分で、これは極めて重要です。

2) 国家安全保障戦略(2013年12月、

国家安全保障会議決定及び閣議決定)と防衛技術戦略

「国家安全保障戦略を踏まえ」軍事研究を推進するということでしたが、情報収集も「安全保障の視点から」なので、基本計画が進める科学技術政策は 国家安全保障戦略と一体のものになります。

防衛省・防衛装備庁が「防衛技術戦略」を8月に初めて発表し、中期技術 見積りも明らかにしました(防衛装備庁 http://www.mod.go.jp/atla/soubiseisaku_plan.html)。防衛省の技術戦略は20年オーダーです。軍事技術は、運用開始 まで長期を要し、開始後の運用期間も長いから長期の技術戦略だといってい ますが、この戦略の中で、5期基本計画の中で安全保障技術の開発推進が"初 めて"明記されたことに言及しています。明らかに基本計画の先の文章の趣 旨は、防衛省が意図したものを取り込んだということがわかります。

3) 「軍学共同」ではなく、「産軍学共同」ととらえて対抗する必要がある

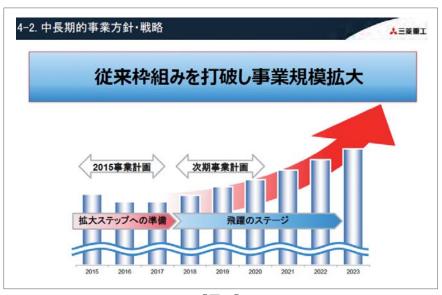
よく「軍学共同」といいますが、「産軍学共同」ととらえて対抗する必要があると思います。基本的には、産と軍が、学を取り込み支配しようとすることに対抗する戦略をわれわれの側で立てなければならないと考えています。経団連は、CSTIが基本計画をつくっている最中の2015年9月の提言で、基本計画の中でデュアルユース推進をはっきりせよと要求しました。実は、それ以前の2014年からデュアルユース技術の開発をやってほしいという提言がいろいろあるのですが、基本計画の策定に関しても繰り返し直接これに触れているということです。

個々の軍需産業の思惑は直接つかみにくいのですが、最大手の三菱重工業が株主総会のときに行った防衛・宇宙ドメイン事業戦略説明会(2016年6月)の資料(http://www.mhi.co.jp/finance/library/business/pdf/idss2016.pdf。28ページ)からごく一部を紹介します。「市場環境」として、「中期防衛力整備計画…で…新たな装備品の開発と調達が加速」「防衛装備移転三原則の閣議

決定に基づく国際共同開発を中心に海外案件が拡大」「国内の宇宙関連市場規模が、今後10年間で累計5兆円に拡大」等の認識を示しています。2016年度については、「海外展開」「民需展開」「既存分野拡大」の3つの成長戦略を提示しています。

ここに示したスライド (図1)では、金額は記載していませんが、2018年度から「飛躍のステージ」になるという見通しを披瀝しています。別のスライドによると 2015 年度の防衛・宇宙の売上高は 4,850 億円ですが、同社の全売上高 40,468 億円に対して約 12%の比率です。比率としては大きくありませんが、このぐらいの大企業でないと防衛技術を支えきれなかったのであり、今まで臥薪嘗胆できたのがやっと報われる時期がきたという認識を持っているのではないかと思います。

経団連などは経済界の代表として、こういう要求をするのですが、私が思うに、軍需拡大や武器輸出に期待するのは大企業の一部である三菱重工、日立、NEC などに限られています(中小企業の中には軍需特化の所も僅かにあるようでそこは死活問題でしたが)。超大企業が推進しようとしているから



【図1】

財界の声として出てくるのですが、多くのところは平和でこそ世界で販売できると考えている。世界規模で投資して売るのは企業にとっては今や至上命題ですから、そうすると、平和でないと成績が伸びないと思っている企業が実は多いと思うので、そこの矛盾を突いていく必要があるだろうと考えます。だからといって私たちの闘い方がうまく転換できるかというと難しいのですが、そういう視点でこの問題もとらえ、深めていきたいと思います。

安全保障技術研究推進制度(詳細な批判は別の機会に譲ります)は防衛省の競争的資金ですが、強く言っておきたいことは、これが委託費だということです。委託費は役所がやる代わりにやるものですから、補助金とは異なり、研究助成ではありません。委託費は基本的には丸抱え、本当は自分がやりたいのだが、能力がない(研究部門の人数を含め)から貴方にやらせたいといって出す下請け外注なのです。この辺はもっと大学の先生に自覚を呼び掛けていくことが必要だと思います。

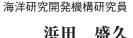
おわりに ~5期基本計画のまとめ

上述べてきたように、5 期基本計画のまとめとしては、科学技術イノベーション政策を提起する5 期の基本計画というのは、科学・技術、学術政策から性格が変質し、総動員体制と産軍学共同に組み込むことを記して大学改革とデータの一元化を求め、PDCA サイクルによる強制を図るものであることが言えると思います。

時間もオーバーしているので、この辺でとりあえず終わらせていただきます。

急進展する軍学共同

~この流れを押し止める ために、今~





─ 専門は、火山学・地球化学。現在は、マグマ中の揮発性成分や島 ⁻ _ 弧の発達史に関する研究をすすめている。

1. 軍事研究を絶対行わないという戦後の学術界の原点

明 治維新以来の「富国強兵」政策の下で、戦前・戦中の科学者たちは国家のために学問研究を行ってきた、といっても過言ではないだろう。そして、第二次世界大戦中においては、全面的に戦争遂行に協力をした10、20。しかし終戦後、科学者たちは自らの戦争協力によって多大な戦禍が国内外にもたらされたことを直視した。日本の科学者を代表する機関である日本学術会議が創設された第1回総会(1949年)で「われわれは、これまでわが国の科学者がとりきたった態度について強く反省し、今後は、科学が文化国家ないしは平和国家の基礎であるとの確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓う」という格調高い決議が挙げられたこ

¹⁾ 河村 豊 (2016) 戦時科学史から見た軍事研究と科学者、『現代思想』 2016 年 11 月号、73 ~ 85 ページ。

²⁾ 西山勝夫 (2017) - 五年戦争中の「医学犯罪」に目を閉ざさず、繰り返さないために、 『前衛』 2017 年 1 月号、41 ~ 58 ページ。

とは、科学者自身の戦争協力に対する痛烈な反省の現れということができるだろう。この「科学者がとりきたった態度」の意味について、井野瀬 (2017) 3 は「科学者平和問題懇談会」の声明に原点を見出し、研究資金の交付や就職の斡旋といった誘惑(一杯のあつもの)によって科学者としての才能や気概の全てを差し出し、国家からの独立性を確保できなかったことだ、と述べている。日本学術会議はその後、1950年と1967年の二度に渡って、軍事研究を絶対行わないという固い決意を声明として決議している(第6回総会(1950年)「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」、第49回総会(1967年)「軍事目的のための科学研究を行わない声明」)。これらの決議が上がった背景の一つとして、戦争の危機——1950年当時戦われていた朝鮮戦争や1967年当時戦われていたベトナム戦争——に対する科学者としての危機感が反映していたことが挙げられる。

戦後の大学民主化闘争や、各大学・研究機関での非核宣言や平和憲章制定などの平和運動にも支えられて、軍事研究を行わないという科学者の誓いは、戦後日本の大学や学術界の基調として定着していった。これは、欧米においては軍と学術界が一定の関係を持ち、科学者が軍事研究を行うことが通例となっていることと比較して、稀有なことであった。もっとも、戦後、米軍資金の受け入れが度々明るみに出たり、自衛隊・外国軍関係者との共同研究の是非をめぐって大学や学会の対応が揺れたりした歴史が示すように、日本の学術界が軍事研究と全く無縁だった訳ではなかった。

ところが、現在、防衛省や自衛隊などの「軍」が、大学・科学者などの「学」に急速に接近するという、いわゆる「軍学共同」が急進展しており、歴史の転換点になるかもしれない事態となっている。日本学術会議は、2016年5月に「安全保障と学術に関する検討委員会」を設置して、1950年・1967年の声明を見直すかどうかも含めて軍学共同の是非についての検討を一年近く続けている。各大学・研究機関・学会や科学者、市民が、日本学術会議での議論の行方を固唾を飲んで見守っている。

³⁾ 井野瀬久美恵(2017)軍事研究と日本のアカデミズム―学術会議は何を「反省」して きたのか―『世界』2017 年 2 月号、128 ~ 143 ページ。

2. 安倍政権下で急速に進む軍学共同

第 二次安倍政権(2012年12月発足)の「積極的平和主義」政策の下で、 日米同盟の深化、九条改憲などを柱とする軍拡政策が推し進められて いる。2013 年 12 月には特定秘密保護法が、2015 年 9 月には集団的自衛権の 行使を容認する安全保障関連法制(戦争法)が、強行採決により成立した。防 衛費は5年連続で増加の一途をたどり、2017年の政府予算(一般会計)案で は、5兆1251億円へと過去最高に達した。大学・研究機関を軍事に活用する ことは、2013年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略」に掲げられた。 また同時に閣議決定された「防衛計画の大綱」(2013年12月)や、半年後に 防衛省が定めた「防衛生産・技術基盤戦略」(2014年6月)には、大学や研 究機関が持つ軍事に応用可能な民生技術(デュアル・ユース技術)の積極的 な活用に努める方針が示された。一年後の 2015 年 10 月には、武器輸出・国 際共同開発や軍事技術の研究開発の窓口を担う防衛装備庁が防衛省の外局と して発足した。さらに、2016年1月には、第五期科学技術基本計画が閣議決 定され、「安全保障の確保に資する技術の研究開発を行う | ことが定められた。 すなわち、科学者の軍事研究への動員を強化する方針が明示された点が、従 来の科学技術基本計画とは大きく異なっている。このように、安倍政権下で、 軍学共同を推し進めるための法整備、政策の閣議決定、体制づくりが矢継ぎ 早に進んでいる。

一方、安倍政権は、経済界からの要求も相まって、新自由主義的な経済政策であるアベノミクスを推し進めている。労働規制の緩和、金融緩和、地方創生、選択と集中の大学政策、そして武器輸出などがこれに含まれる。安倍政権は、2014年4月に武器輸出三原則を撤廃し、代わりに「防衛装備移転三原則」を策定して、武器の輸出を狙っている。大学・研究機関が持つ最先端

⁴⁾ 望月衣塑子『武器輸出と日本企業』(角川新書、2016)。

⁵⁾ 池内 了・古賀茂明・杉原浩司・望月衣塑子『武器輸出大国ニッポンでいいのか』 (あけび書房、2016)。

⁶⁾ しんぶん赤旗経済部『軍事依存経済』(新日本出版社、2016)。

の技術を取り込んで、軍事産業がより安く武器を生産、開発して輸出できるように後押しする――そのようなアベノミクスの成長戦略の中に、軍学共同は位置づけられている 4)、5)、6)、7)、8)。

3. 軍学共同の実態

軍学共同の実態はどのようなもので、各大学や研究機関においてはどのように行われているのだろうか。私なりに整理すると、現在進行中の軍学共同はおよそ以下の5つのケースに分類される。これ以外に、軍関係者・現役自衛官を大学院生として受け入れて教育したり、軍関係者とシンポジウムを開催することなども軍学共同に含める場合がある。

防衛省と大学・研究機関の間の研究協力

防衛省は、大学や研究機関などが持つ先端技術を装備品に積極的に導入することを目的に、2004年度から研究テーマごとに研究協力(技術交流)を始めた。防衛省(現・防衛装備庁)技術研究本部と大学・研究機関との間の共同研究の件数は、安倍政権発足以降の2013年度から急増する傾向にある(2012年度に継続中の共同研究は9件、2013年度は14件、2014年度は20件、2015年度は23件)9)。これらの研究協力のうち、最多となる8件(うち2件は終了)の締結先は宇宙航空研究開発機構(JAXA)である。例えば2015年度には、文部科学省とJAXAが計画していた先進光学衛星に防衛省の二波長赤外センサー(航空機のエンジンなどの高温の目標を検出しやすい中赤外線と、低温の目標探知に有利な遠赤外線の二つの波長帯を同時に撮影できるセンサー)を搭載してセンサーの性能を実証する研究に48億円の

⁷⁾ 河村 豊 (2016) 広まる軍学共同とその背後にあるもの一安全保障技術研究推進制度と 第5期科学技術基本計画、『日本の科学者』2016年7月号、6~11ページ。

⁸⁾ 多羅尾光徳 (2017)「軍学共同」へどう対抗するか―その現在・背景・これから、『前衛』 2017 年 1 月号、59 ~ 77 ページ。

^{9) 『}東京新聞』 2016 年 5 月 16 日付け。

防衛予算が付けられた。このように、研究協力を弾みとして、防衛省とJA XAは協力関係を一層緊密にしており、宇宙の軍事利用が進んでいる。

「安全保障技術研究推進制度」による公募研究

「安全保障技術研究推進制度」は、防衛省技術研究本部(現在は防衛装備庁)が2015年度に創設した軍事技術に関する研究助成制度である。この制度の狙いは、大学・研究機関が持つ先端技術を科学者からの公募によって発掘し、将来の防衛装備(武器)の開発・高度化に向けて育成していくことにある(図1)。防衛装備庁は、将来の防衛装備(武器)に適用可能な研究課題を公募書類に掲示し、大学・研究機関・企業の科学者から、その課題を解決するための研究提案を受け付ける。防衛装備庁は本制度が「基礎研究」であることを強調するが、それは防衛装備(武器)の開発・高度化を目指す一連の研究・開発の第一歩という意味での「基礎研究」であって、本来の学術的な基

図 1 防衛省の研究開発における安全保障技術研究推進制度の位置付け ○ 安全保障技術研究推進制度は、将来の装備品に適用可能な独創的な基礎技術の発掘・育 成が目的 ○ 研究の成果は、その内容を十分に理解した上で、将来のニーズを踏まえつつ、防衛装備庁に おける適切な研究事業に活用 防衛装備庁における装備品の研究開発の流れ :防衛装備庁内の研究所等における研究開発 72 民生技術の取り込み 民 生 技 術 基礎研究 応用研究 研究開発 実用化•事業化 2 3 7 技術成熟度(TRL)* ※ TRL[Technology Readiness Level) は、当該技術がどのような成熟段階にあるのかをある程度定量的に示す尺度。 米国防省やNASAで使用されている。

防衛省の研究開発における安全保障技術研究推進制度の位置づけ。日本学術会議「安全保障と学術に関する検討委員会」第6回目会合(2016年11月18日)における防衛装備庁の説明資料より。なお、本図は、日本学術会議「安全保障と学術に関する検討委員会」の資料のページにも掲載され、公表されている。http://www.sci.go.ip/ja/member/jinkai/anzenhosvo/anzenhosvo.html

礎研究とは意味合いが全く異なることに注意をする必要がある。「安全保障技術研究推進制度」の予算は 2015 年度は 3 億円 (9 件採択)、2016 年度は 6 億円 (9 件継続+ 10 件新規採択)であったが、2017 年度予算の概算要求では防衛省は 110 億円を要求し、満額が認められて 2016 年 12 月に閣議決定された。

外国軍関係組織からの研究資金の提供

米軍は、第二次世界大戦後、世界中の大学に研究資金を提供してきた。そ の目的は、科学者にまず米軍の存在を認知させ、米軍に対する拒否感を払拭 し、優秀な科学者との人脈をつくり、研究成果を軍に取り込むことである。 日本の大学・研究機関にも戦後直後から米軍資金は流入しており、科学者の 軍事への加担として批判を浴びてきた。1967年には、前年の1966年に日本 物理学会が京都で開催した半導体物理学国際会議(日本学術会議が後援)の開 催費用が米軍(極東研究開発局)から援助されていたことが明るみに出た mo。 これが直接の契機となって、日本学術会議は「軍事目的のための科学研究を 行わない声明 | (1967 年) を決議した。日本物理学会も 「日本物理学会は今後 内外を問わず、一切の軍隊からの援助、その他一切の協力関係をもたない」 という決議(決議3)を1967年に採択している。しかし現在でも、日本の大 学・研究機関への米軍資金の流入は続いており、2000年以降、米軍資金を受 け入れた大学・研究機関は少なくとも12あり、研究資金の総額は2億以上 に上ると報じられている11)。また別の報道によれば、大阪大学レーザーエネ ルギー学研究センターが3000万円の資金提供を受けていたことが報道され た12)。報道されて明るみに出たことはおそらく氷山の一角に過ぎず、全体 としてどれだけの外国軍関係資金が日本の大学・研究機関に依然として流入 しているのかは不明である。

^{10) 『}朝日新聞』 1967 年 5 月 5 日付け。

^{11) 『}東京新聞』 2015年12月7日付け。

^{12) 『}東京新聞』 2016年8月28日付け。

外国軍関係組織が主催するイベントへの参加

米国の国防総省の一部門である国防高等研究計画局(DARPA)は、軍事技術を進歩させうる民間の研究や技術を発掘し、そこに資金を提供して技術を育成することを目的とする機関である。この目的の一環として、DARPAはロボットコンテストを開催し、世界各国の科学者の参加を募ってきた。2014年に、日本の経済産業省の呼びかけにより、初めて、DARPAのロボットコンテストに日本の大学・研究機関が参加した13)。このような軍が主催するイベントに参加することは、科学者にとってロボット開発の好機なのか、軍事研究への加担なのか、議論された。現在、米国やイスラエルなどは、自国軍兵士の犠牲を減らすためという理由で戦争の無人化・自動化を進めており、今やロボット技術や人工知能などのデュアル・ユース(軍民両用)技術の研究開発は、戦争をする上で欠かせなくなっている。軍にとって、ロボットコンテストは、軍事転用可能な技術や軍に採用する人材を発掘する絶好の機会となっている。

軍事研究に発展する可能性がある研究プロジェクト

上述した軍学共同のほか、軍事研究につながる可能性が高い研究プロジェクトとして、内閣府総合イノベーション会議が主導する「革新的研究開発推進プログラム(ImPACT)」が挙げられる。このプログラムでは、2014年度から 2018年度までの 5年間に 550 億円 (2013年度予算を基金化)を投じて、人工知能、ロボット工学、材料工学などの分野におけるデュアル・ユース技術の研究・開発を進めることを大きな目的としている。 当初は 12 件の研究開発プログラムからスタートしたが、その後 4 件が追加され、現在 16 件の研究開発プログラムから構成されている。注目すべきことは、プログラムの文書に「米国のDARPAの仕組みを参考」にする、と書かれていることだ。DARPAにおいては、研究プロジェクトごとに目標達成までを統括する「プログラムマネージャー」が配置されているが、 ImPACTにおいて

^{13) 『}毎日新聞』 2014 年8月16日付け。

もこの方式が採用されている。防衛省の「防衛生産・技術基盤戦略」(2014)は、「『革新的研究開発推進プログラム(Impact)』など、他省庁が推進する国内先進技術育成プログラムを注視し、デュアル・ユース技術として利用できる研究開発の成果を活用するなど積極的に連携を推進する」と述べていることから、政府には、Impactによってまずはデュアル・ユース技術を民生技術として開発し、その後、軍事転用可能な技術に関して、さらに研究開発を進める意図があると考えられる。Impactの成果が今後、本格的な軍事研究に発展していく可能性を注視していく必要がある。

4. デュアル・ユース

した に本稿で用いてきた軍学共同のキーワード「デュアル・ユース」とは、ある技術が軍事目的にも民生目的に使えることを指し、「軍民両用」「両用技術」「両義性」などと訳される。とりわけ科学・技術が高度化した現代においては、民生技術と軍事技術の違いは以前にも増して一層小さくなってきており、研究成果や技術が民生目的、軍事目的の両方に使われうるということも何ら珍しいことではない。市場競争によって研ぎ澄まされた民生技術のほうが、技術的に優れ、低価格である場合も多い。このような事情を背景として、民生技術が軍事転用される可能性が高まっている。

「デュアル・ユース」という用語は、もともと、米国の軍事戦略の中で使われ始めた。米ソ冷戦下のレーガン政権は軍拡路線を敷き、その結果として財政赤字に陥った。1991年のソ連崩壊による米ソ冷戦の終結を受けて、財政赤字を立て直すために、米国は第二次世界大戦後初めて、軍備縮小の時代に入った。1993年に登場したクリントン政権は、軍と民の垣根を低くして軍産学の連携を進めることによって、軍事に依存する米国経済の安定を損なわずに軍事費削減を行おうとした。この政策の一環で、レーガン政権期までに蓄積された軍の最新技術(例えばインターネット技術)が民間に開放された。逆に、軍にとって決定的に重要な民生技術の研究・開発に対しては、技

術基盤が最先端であるように、軍の予算で支援する政策を採った 14)、15)、16)。 これが米国のデュアル・ユース政策である。

安倍政権はまさに、この米国のデュアル・ユース政策を倣おうとしている。 防衛省は、「デュアル・ユース」を強調することで、科学者が軍事研究に携 わる後ろめたさを和らげようとしているのだろう。技術はデュアル・ユース であるが故に軍事目的か民生目的であるかの区別は困難との議論もあるが、 私は、ある研究が軍事研究であるか民生研究であるか否かは、研究資金源、 研究資金提供の目的、研究成果の公開性の可否に照らして区別可能である、 と考えている。

5. 「安全保障技術研究推進制度」予算の激増

・ 年度(2017年度)の政府予算(案)において、「安全保障技術研究推進制度」の予算は、2015年度の3億円、2016年度の6億円から一気に110億円へと激増した。防衛省は昨年(2016年)夏の概算要求と同時に、『防衛技術戦略』『中長期技術見積もり』『将来無人装備に関する研究開発ビジョン』という三つの文書を発表し、今後20年程度を想定した防衛技術開発計画を示した。そこには、米国と一体となって武器の無人化や人工知能を活用したスマート化を図る計画が示されている。「安全保障技術研究推進制度」予算の110億円への激増によって、今後、日本はますます軍事国家への道をひた走り、軍産学複合体を形成し、国のあり方や学術を歪めていく道へと足を踏み出した、と見なすべきであろう。これまで民生研究として発展してきた日本の科学や技術が軍産学複合体に組み込まれ、研究開発の成果としてきた日本の科学や技術が軍産学複合体に組み込まれ、研究開発の成果とし

¹⁴⁾ 西川純子 (2016) 軍産複合体について--アメリカの例から日本の将来をみる--『経済』 2016 年 3 月号、82 ~ 90 ページ。

¹⁵⁾ 西川純子(2016) 軍産複合体と軍事技術開発、『日本の科学者』2016 年 7 月号、24 ~ 29 ページ。

¹⁶⁾ 米国防総省(1995)

[&]quot;Dual Use Technology: A Defense Strategy for Affordable, Leading-Edge Technology"

ての武器は世界に輸出されることになるであろう。

軍学共同反対連絡会は、昨年末の2016年12月28日に、「安全保障技術研究推進制度」予算の激増に抗議する記者会見を開き、声明を発表した17)。声明は、今後の通常国会での予算審議の中で、「安全保障技術研究推進制度」110億円の問題点を国会審議の中で明らかにすることを求めた。また、科学者が軍事研究を選ばざるをえないような貧困な大学予算の問題を浮き彫りにし、科学者が平和と人類の幸福のための本来の研究や教育ができるように、大学予算の増額を行うことを求めている。

6. 軍学共同は大学・研究機関をどう変貌させるか

学共同の進展によって、大学や研究機関はどのように変貌することになるのだろうか。軍学共同が社会に深く根付いている米国の事例から、それを想像することができる。例えば、同じ大学の中であっても、軍事研究が行われているエリアへは関係者以外は立ち入れなくなる事態が考えられる。村山斉・東京大学カブリ数物連携宇宙研究機構長は、原爆の設計をしている米国の研究所に行き、厳しいセキュリティーチェックのために不自由な経験を語り、「研究の発展のためには、自由がないと新しいアイディアや研究テーマは生まれてこないですから、自由を保障する意味で非軍事であることは確かに大事なこと」だと述べている18)。日本に軍学共同が浸透すれば、これは米国の特殊事情ではなくなるだろう。特定秘密保護法が施行(2014年12月)された今日の日本においては、軍事にかかわる研究の透明性は著しく低下し、科学者が軍事機密を漏えいしたと見做されて厳罰を科される可能性が強く懸念される19。それを恐れて、科学者が「自主的に」研究発表や議論を控えて

¹⁷⁾ 軍学共同反対連絡会声明「軍事研究費拡大!軍事国家への道をひた走る安倍政権に 反撃を!」(2016 年 12 月 28 日) http://no-military-research.jp/?p=487

^{18)『}しんぶん赤旗』2015年1月5日付け。

^{19) 『}東京新聞』 2017 年 1 月 4 日付け

萎縮する事態も想像される。秘密の領域が広がり、多額の研究費の使途が闇に消えていくことになれば、研究費不正使用や無駄遣いの温床にもなりかねない20)。さらに軍学共同は、大学院生やポスドクなどの若手を軍事研究に巻き込み、軍事研究に従わせ、次世代を担う人間を育てる高等教育の在り方を変質させてしまうだろう。科学は人類全体が平和的かつ持続的に発展するための営み・文化ではなくなってしまい、特定の国家や軍に奉仕するものへと変質させられてしまうであろう。そのような学術のあり方や軍事に加担する科学者に対して、市民からの信頼は失われしまうのではないか、と私は強く危惧している。

7. おわりに

上述べたように軍学共同は、学術のあり方を歪めるだけでなく、軍産 学複合体が形成され経済が軍事に依存していくなど、日本の社会や経 済のあり方をも歪めかねない問題である。軍学共同に対してどのような態度 を取るかは、科学者個人の良識が問われる問題であると同時に、大学・研究 機関・学会・教職員組合など、様々な組織の良識が問われる問題でもある。例 えば、1980年代には全国の大学や研究機関で非核平和宣言運動が取り組ま れ、名古屋大学平和憲章(1987年2月5日制定)21)や新潟大学非核平和宣 言(1987年10月23日制定)22)では軍事研究の禁止が謳われた。軍学共同 が急進展する今、当時に匹敵するアピール運動が全国で巻き起こることが強 く望まれる。

ただし、軍学共同は、科学者や学術界の良識だけで跳ね返せる問題ではな

²⁰⁾ 向 直也 (2012) "安全保障" の名の下に現れる"利権の巣窟"、『科学』2012 年9月号、1001 ~ 1006 ページ。

²¹⁾ 名古屋大学平和憲章制定実行委員会『ドキュメント名古屋大学平和憲章 平和の学問への道』(あけび書房、1987)

²²⁾ 赤井純治『地球をみつめる『平和学』―『石の科学』から見えるもの』(新日本出版社、 2014)。

い。一部の科学者が軍事研究に誘惑されてしまう背景には、大学予算が削減され続けて懐事情が厳しいという事情がある。例えば、2004年に国立大学が法人化されて以降、国立大学の運営費交付金の総額は1兆2415億円(2004年度)から1兆945億円(2016年度)へと約1500億円(約1割)も減額されており、国立大学ではもはや、運営費交付金だけではほとんど研究できない状況になっている。大学や科学者は、研究費を外部資金から確保する必要に迫られており、外部資金を得るために、軍事研究を選択肢の一つとして選ばざるをえないような状況に追い込まれている。軍学共同反対の運動を広げていくためには、大学予算増額を求める運動とも連携していく必要がある。

全国大学高専教職員組合(全大教)は、昨年(2016年)末に、「軍事目的のための研究を大学に行わせる政策に反対し、すべての大学・大学人が学問の自由を擁護する立場から議論し行動することを呼びかける」という中央執行委員会声明を発表した。声明では、全ての大学人が、社会において大学が果たすべき使命の観点に立って軍学共同の是非についての議論することの必要性や、大学が軍事研究を行わないという意思決定をすることの必要性が述べられ、そのために運動する決意が格調高く表明されている。本来あるべき大学像、本来の学術を取り戻すために、全大教の皆様とも力を合わせて運動を巻き起こしたい。

現在、「軍学共同反対連絡会」が事務局となり、著名な科学者の呼びかけにより「防衛装備庁に『安全保障技術研究推進制度』の廃止を要請し、各大学・研究機関に応募しないように要望する緊急署名」が行われている(署名サイトは、http://no-military-research.jp/shomei/)。集まった署名は2017年2月末に集約を行い、防衛装備庁に対して要請、各大学・研究機関、日本学術会議などに対して要望することを予定している。全大教の皆様はもちろん、広範な科学者、大学・研究機関の関係者、学生・院生、市民の皆様に本緊急署名への協力を呼びかけたい。

国立天文台における 軍事研究排除の取り組み

国立天文台野辺山宇宙電波観測所研究技師 全国大学高専教職員組合 中央執行委員



御子柴 廣

- 専門はアンテナ技術。45m 電波望遠鏡の保守、運用が主たる業 - 務。国立天文台職員組合野辺山分会に所属。東京地区大学教職員 - 組合協議会の議長を経て、現在、全大教の中央執行委員。

はじめに

大学、公的研究機関、あるいは民間研究機関に防衛省が資金を提供して研究を行う「安全保障技術研究推進制度」には、来年度(2017年度)110億円もの巨費が計上されている。この制度は、大学や民間の技術を防衛装備に取り込むため2015年に始まり、2015年度は3億円、2016年度は6億円がすでに投じられている。

今年度(2016年度)は、大学5件、公的研究機関2件、企業等3件、合計10件が採択され、防衛省との共同研究が行われている。採択された研究テーマには「機能性多孔質を活用した新しい吸着材料」「再生エネルギー小型発電に関する基礎技術」「革新的な技術を用いた電波特性の制御」「広指向性

の水中通信」「遠隔作業を円滑化するための基礎技術」「水中移動を高速化する流体抵抗低減」「高温·高圧環境下で用いられる金属の表面処理」など一見すると学術研究のように思えるタイトルが並んでいるが、いずれも防衛装備の開発つまり軍事研究である。

一方、日本学術会議では、戦後掲げ続けてきた軍事目的の研究を排除する 方針を、見直す動きも見られる。こうしたことから、大学の研究者や市民か らこの制度の危険性を指摘する声が高まっている。そこで、筆者が携わって きた電波天文学と軍事研究の関わり、そして国立天文台職員組合の取り組み について振り返ってみたい。

宇宙電波の発見とレーダー技術

宇宙電波を発見したのは、アメリカのベル研究所の技師カール・ジャンスキーである。ジャンスキーは手作りのアンテナで、無線通信の障害となる雑音の研究をしていた。その過程で、飛行機や雷とは異なる電波に気づいた。その電波は毎日4分ずつずれてほぼ同じ方角からアンテナに届いた。ジャンスキーは天文学者ではなかったが、その電波は射手座つまり銀河中心から電波が到来していることを確かめ、論文にして発表した。1931年のことである。しかし、彼の発見は当時ほとんど評価されなかった。ジャンスキーの業績には、レーダー技術への貢献で軍から感謝状を受けたことのみが記されている。

1939年に勃発した第二次世界大戦では、レーダー技術の開発競争が熾烈に行われた。レーダーは、破壊する兵器ではないが、作戦を練る上で不可欠な装置となった。開戦当時日本軍が得意としていた奇襲戦法も、連合国側のレーダー網によってことごとく見抜かれていった。一方、ヨーロッパ戦線では、ドイツ軍の V2 号ロケットによるイギリスへの攻撃が行われた。このためイギリス軍は海岸にレーダーを並べ、探知する度に空襲警報を発令してい

た。ある日、イギリス軍のレーダー網に強力な「妨害電波」が受信されため、 直ちに空襲警報を発令した。ところが、ドイツ軍の攻撃はこの日も翌日も無 かったのである。イギリス軍レーダー部隊の隊長は物理学者のヘイで、「妨 害電波」を受信したレーダーはすべて太陽に向いていたことに気づいた。こ れが太陽電波の発見であった。しかし、この発見は軍事機密扱いとなり、戦 後に公表された。

1945年にはドイツ、イタリア、日本の三国がポツダム宣言を受諾し、無条件降伏することで第二次世界大戦は終結した。そして、レーダー部隊に所属していた技術者たちがアンテナを天空に向けてみると、ジャンスキーが発見した銀河中心以外の場所にも様々な電波があることがわかり、ここから電波で宇宙を探る新たな天文学、「電波天文学」が始まったのである。

戦時中に動員された科学者たちの決意

て、少し時を戻そう。戦争末期の日本では、すでに劣勢となっていた戦況を挽回しようと、軍部によって基礎科学の研究者も兵器開発に動員されていた。そのひとつが、島田実験所(静岡県)で試みられた電波兵器の開発である。マイクロ波を上空の飛行機に照射し、損傷を与えようとするものであった。当時は「強力極短波兵器」と呼ばれ、湯川秀樹氏、朝永振一郎氏など後にノーベル物理学賞を受賞した科学者もいた。また、その中には天文学者の萩原雄祐氏もいた。近年、大井川の河川工事によって島田実験所の遺構が発見され、地元の郷土史研究者らが遺構の保存を呼びかけた。しかし、河川工事で遺構の大半は失われてしまった。筆者も現地を訪れる機会があり、川岸に残る実験棟跡などを地元の方々に案内していただいた。口径10mのパラボラアンテナは、当時河川敷に向けて照射実験を行っていたようだ。

戦後、萩原雄祐氏は東京天文台の台長となり、畑中武夫氏らに電波天文学の研究を開始することを命じた。畑中氏らは戦前につくられた赤道儀を流用

して電波望遠鏡を手作りし、200MHz の太陽電波を受信することに成功した。 こうして、日本の電波天文学は第一歩を踏み出したのである。

ともあれ、戦中否応なしに軍事研究に動員された科学者たちは、戦後「科学は人類の平和のために」を合言葉に、軍事研究への加担を拒否する宣言を した。日本学術会議の声明がその象徴と言える。

SDI と天文学研究者

天 文学研究者が軍事研究に巻き込まれる危険が、1980年代の後半にあった。それは SDI(米国の戦略防衛構想)である。これは、敵国の兵器を宇宙空間で迎撃破壊するという構想で、同盟国である日本の政府も協力を約束していた。そのような時、野辺山宇宙電波観測所に一通の案内状が届いた。それは、1987年の春に米国で開催されるサブミリ波(波長が 1mm 以下の電波)受信機の開発に関する研究会の案内であった。当時の 45m 電波望遠鏡はミリ波(波長が 1cm 以下の電波)で世界最高の性能を有していたが、研究者はサブミリ波受信機の開発が次の目標になると考えていたので、研究会の内容は限りなく魅力的であった。しかし、そこには SDI がスポンサーであることが明記されていた。

議論の末、この研究会への参加を見合わせることにした。しかし、日本政府はSDIへの協力を表明している。したがって、野辺山観測所は今後もこのような動きに巻き込まれる危険性があった。このため研究者は更に議論を重ね、1987年の春に「SDIに反対する天文学研究者の声明」を公表した。その文末は、「われわれは、原爆被爆国の天文学の研究者として、核廃絶を願い、宇宙空間の軍事利用に反対し、また学問の自主的・民主的発展を望む立場から、SDIに反対します。さらに、広範な最先端技術を巻き込んだSDIの研究・開発が今後われわれの身辺に及ぶことも予想されますが、われわれはSDIを目的とした研究・開発には協力・参加しないことをあわせて表明します。」と

固い決意で締め括られている。

同時に「SDIに反対する天文学研究者の会」を結成し、全国の関連研究者にこの声明への賛同を呼びかけることにした。事務局は野辺山観測所に置き、「羅針盤」と名付けた会報を発行した。この時筆者も事務局の一翼を担った。この賛同署名には、国内の天文学研究者のおよそ3/4に相当すると思われる510人から賛同が得られた。1987年4月には三鷹キャンパスにて、東京天文台職員組合と共催で「SDIについて考える天文関係者の集い」を開いた。この集会には、天文学に関わる多くの研究者や大学院生が参加し、SDIを巡って熱い議論が交わされた。そして、その後も春と秋に開催される日本天文学会の年会会場で更なる議論を重ねていった。

1988年7月、東京大学東京天文台は大学共同利用機関「国立天文台」に改組された。この機に研究者の有志は、国立天文台及び東京大学理学部施設の職員合計156人の賛同を集め、「国立天文台の発足にあたっての声明」を発表した。この声明には「国立天文台は、一切の軍事研究に協力してはなりません。私たちはあらゆる軍との協力・共同研究を行わず、武器の開発を直接の目標としたプロジェクトには参加しません。」という決意が掲げられていた。

市民に広がる SDI 反対の声

時期に、信州大学の研究者から「科学と平和 国際週間」長野県集会を開催する呼びかけがあった。私たちは、研究分野の異なる科学者の交流を図り、市民にこの問題を考えていただく良い機会になると考え、協力することにした。第2回は1987年に野辺山観測所で開催することになり、実行委員会は、SDI に反対する長野県科学者の会、日本科学者会議長野県支部、国立天文台職員組合野辺山分会、信州大学教職員組合、厚生連佐久総合病院労働組合の5団体で構成された。この集会は、1991年まで毎年テーマと会場をかえて開催された。

一方、このような SDI 反対運動が一般新聞、天文雑誌、天文学会誌などで紹介されたことで、市民による新たな活動が始まった。岡山県の天文同好会が、アマチュアの立場から SDI に反対する署名活動を開始してくれたのである。この「SDI に反対するアマチュア天文愛好者の声明」には発起人として著名な彗星発見者が名を連ねたこともあり、署名は全国の天文ファンに広がった。野辺山観測所の事務局にも用紙が届いたので、見学者に呼びかけたところ 2 年半で 8,450 筆もの署名が集まった。呼びかけた岡山県の天文同好会に寄せられた署名は合計 12,000 筆に上り、これらは国連宛に送られた。

1993 年、米国はこの SDI を放棄した。米国政府は、この間に 290 億ドルもの巨費を投じたものの、その効果や実現の見通しは立たず、ソビエト連邦の崩壊で目的も失ったのである。

野辺山観測所で軍事研究排除を宣言

型山観測所では、その後も軍事研究をいかにして排除するかという議論が続いた。その結果、1993年に野辺山から国内外に発送する電波望遠鏡のステータスレポートに、以下のような一文を添えることになった。

「野辺山宇宙電波観測所は軍事研究を行わない方針を保持しており、観測装置の共同利用もその例外ではありません。観測プロポーザルが軍事プロジェクトに関わっている疑いがある場合、特に、観測プロポーザルが政府軍事組織またはその傘下の研究機関に属する職員から提出された場合、野辺山宇宙電波観測所は当該提案者に対し、次の二点の確認を求めます。(1) その観測が軍事のためのプロジェクトに組み込まれていないこと。(2) 提案者は、観測結果の全体を自由に公表できること。これらの要件を満たさない観測プロポーザルは、野辺山宇宙電波観測所の観測プログラムとして受け入れることができません。」英文も添えて、軍事研究を排除する方針を内外に明らかにしたのである。

新たなる軍事研究排除の決議

こ うして、国立天文台では今日まで軍事研究を排除する方針が貫かれてきたが、近年「デュアルユース (軍民両用)」という怪しげな言葉を纏いながら軍学共同を進める動きが強まっている。

今、多くの大学や研究機関では通常の運営経費が毎年削減され、財政難に ある。そのため研究者には、外部資金を獲得することが奨励されている。そ こに登場したのがこの「安全保障技術研究推進制度」である。判断を誤れば、 軍事研究に巻き込まれる危険がある。

このため国立天文台では、教授会議で軍学共同への対応について議論を重ねた。その結果、2016年6月の教授会議にて「軍事利用を直接の目的とした研究を行わず、協力もしない。」「安全保障技術研究制度やそれに類する制度への応募は行わない。」という方針を決定した。

おわりに

立天文台の教授会議で軍事研究を排除する方針を決定することができ た背景には、国立天文台職員組合の存在がある。

国立天文台職員組合は、1946年結成以来、労働条件の改善とともに平和問題にも取り組んできた。国立天文台職員組合野辺山分会では、毎年夏に核兵器の廃絶を求める平和行進を実施している。野辺山観測所から筑波大学野辺山演習林前、信州大学野辺山農場前を経由してJR野辺山駅に至るおよそ2.5kmの徒歩による行進だが、周辺の労働組合や地元の農家の方々も参加してくださる。2016年には、国立天文台職員組合の支援を得て、8月6日に広島で開催された原水爆禁止世界大会に、野辺山分会から代表を派遣することができた。私は、このような地道な活動を継続することが、危険な軍学共同を阻止するひとつの力になると信じている。

【参考文献】

「SDI スターウォーズの科学・政治・経済」大月書店 1987 年 日本科学者 会議編

「SDI 批判 | 岩波新書 1988 年 豊田 利幸

スカイウォッチャー 1988 年 7 月号「宇宙に平和を、天文学に自由を上

天文月報 1988 年 1 月号 「SDI に反対する天文学研究者の声明署名運動の成果について | SDI に反対する天文学研究者の会事務局

日本の科学者 1988 年 10 月号「国立天文台の発足と私たちの声明」 池内 了

天文月報 1988 年 11 月号 「国立天文台の発足にあたっての声明」について 池内 了、小杉 健郎

天文ガイド 2015 年 8 月号「軍学共同研究がもたらすもの」阪本成一

「軍事依存経済」新日本出版社 2016 年 しんぶん赤旗経済部

日本物理学会誌 2016 年第 10 号「島田実験所という研究プロジェクト・ 戦時科学動員は何をもたらしたのか! 河村 豊

辺野古訴訟の現段階

~最高裁判決をふまえて

名古屋大学大学院法学研究科教授

紙野 健二



専門は行政法。編著書に「辺野古訴訟と法治主義」(日本評論社・2016)「行政法の原理と展開」(法律文化社・2012)「公共性の法構造」(勁草書房・2004)など多数。沖縄県を支援する全国の行政法研究者からなる「辺野古訴訟支援研究会」の代表を務めている。

はじめに

2016 年12月20日に辺野古訴訟の最高裁判決がありました。国の高裁への提訴が7月22日で判決が9月16日、同月23日に上告されましたから、かなり迅速な裁判です。これで紛争が決着したわけではなく、その後も県と国との間で埋立と岩礁破砕をめぐっての行政的やりとりが続いています。これもいずれ何らかの形で訴訟になるでしょう。辺野古訴訟では、公有水面埋立法、水産資源保護法および地方自治法の運用をめぐって、法治主義、地方自治、環境保全、そしてこれらにおける司法のあり方が論点になっています。これらはいずれも大変大きな論点で、かいつまんでのべるだけも容易ではありませんし、なにしろ現在日々事態が進展しているので、思考をup to date するだけでも大変です。

したがって、ここでは先の最高裁判決をめぐる論点と、この2月上旬の状況についてのべることとし、皆さんの状況理解の手助けをしたいと思います。

1. 高裁判決と最高裁判決

(1) 福岡高裁判決

辺野古訴訟については最高裁判決があるので、それだけをのべるとよいようなものですが、そうはいきません。最高裁は、高裁判決を是認することを前提にして上告を棄却しているようなので、内容的にはむしろ高裁判決についてのべることになります。

この事件が高裁にかかる前に、いくつかの関連訴訟がありましたが、いったん和解して仕切り直しになりました。「県はなぜ和解などしたのか」、「和解したのにまだ抵抗するのか」といった反応もありましたが、これは高裁が交通整理を提案して双方が受け入れたのです。県としては、とにかく工事が止まったことにメリットがありましたし、このような和解提案でさえ、政府にとってはかなりの衝撃であったようです。この訴訟の正式名称は、「地方自治法 251 条の 7 第 1 項の規定に基づく不作為の違法確認請求事件」というもので、「翁長知事の不作為が違法か否か」が争われました。すなわち、第一に、県知事に不作為があったのか、第二にその「不作為」の原因になった国の是正指示に違法があったのかが争点になりました。

第一の点について、県側は、国地方係争処理委員会の決定で、県と国に対して解決に向けてもっと真摯に協議をせよといわれてそれに従ったところ、国の方から一向に反応がないまま推移したにすぎず、県知事にに不作為など存在しないと反論したのですが、裁判所は、地方自治法で定められた期限が過ぎたから不作為だ、県が訴訟を起こすべきだったとまでいうのです。裁判所は、国地方係争処理委員会の決定などには重きをおかずまったく無視せよといっているようです。第二の点については、裁判所は是正指示の違法の判定のために、前知事の承認に違法があるか否かを独断的に審理対象にして、翁長知事の慎重な検討過程とその結論をまったく視野におきませんでした。ホントにムリ筋の強引な構成です。そして、前知事の裁量的判断に違法はないといい切ります。一般に、裁判所の判決というものは、当事者双方の主張

に耳を傾け、注意深く事実認定をし、多くの先例を参照してその結論を補強するスタイルをとりますし、用語も慎重に選択するのが常です。しかし高裁判決には、国の主張のみを拾い上げてコピペをしたかのような印象を受けます。冷静な分析を欠き、とにかく国の辺野古唯一論とその理由付けの判断には誤りがないとの独断を前提に、結論に向けてまっしぐらという感じで、全く残念な判決でした。

(2) 最高裁判決

最高裁は、上告を棄却しましたが、判決文は短く、しかもその半分ほどは 事実についての記載ですし、簡略な判決理由も、おおむね高裁判決の一部に つき補正また補強を試みたものにとどまります。補正といっても、「裁量内 違法」などという誰が見ても首をかしげる用語をあらためつつ、県や県民を そっちのけでの「日米合意」や、沖縄には北朝鮮のノドンが届かないとかの、 これが日本の裁判所のいうことかと恥ずかしくなる高裁の事実認定はそのま まになっています。こういうものを認定して判決ができるのかと思うと何や ら悲しくなりますが、最高裁は法律審なので、ままありうることなのです。

さて、その内容です。判決は、高裁判決の上記二つの点についてのべていますが、いずれも高裁判決を是認したという程度のもので、内容的にも特段の検討を加えた形跡がありません。行政法の観点からは、裁量違法と裁量審査のあり方や審査対象の特定とその方法、地方自治法の観点からは、国の機関の関与の限界や係争処理委員会の決定の評価等が問題になるところです。最高裁判決は、これらの論点にはふれないで、高裁判決を支持しています。調査官の方が作成した判決の原案をそのままスルーしたままで、判決の内容や構成よりも、むしろ年内に判決を出すことを優先したようです。事務総局のそのような意向を第二小法廷が受け入れたということではないでしょうか。このあたりのことは、きちんとした検証の及びにくいところで、司法の政治学的分析が課題となります。

2. 判決の受け止め方

(1) 判決の意味

それでは、私たちはこれら裁判所の判断をどのように受け止めればよいのでしょうか。政府は、沖縄県が最高裁までいって訴訟に負けたので、埋立を受け入れるべきだとか、果ては「日本は法治国家なのだから」県は判決に従うべきだとまでいっていました(12月27日菅官房長官発言等)。しかし、この訴訟で国が主張したのは、埋立承認取消をめぐる翁長知事の「不作為」が「違法」だということであり、これを裁判所が認めたということにすぎません。判決の当否はともかく、この訴訟は確認訴訟(裁判所に確認を求める訴訟)ですし、この判決をもって県や県民に埋立を受け入れるべきだなどというのは、いくらなんでも飛躍しています。埋立工事がすすめられるまでには、県知事はなおいくつかの権限を持っています。おそらく国はこれをクリアする方法を硬軟まじえて考えて実行に移すでしょうから、確認訴訟で負けたからもう工事に抵抗するなといって県民にあきらめを強いて、県知事との間を分断させたいのでしょう。

(2) 判決のその後 ~撤回と岩礁破砕許可

繰り返しになりますが、高裁最高裁判決で確定したのは、埋立承認が違法なので取消したという県の主張が通らなかったということです。したがって、このことは承認がなされて以降のことは視野においていません。ここで撤回の問題が出てきます。撤回とは聞きなれない語かもしれません。本件でいうと、埋立承認がなされて以後に国に違法行為があったり、 承認を維持すると公益を損なう事情が事後に発生した場合には、承認そのものに違法事由がなくても、将来に向かってその効力を否定することができます。これを撤回といいます。取消と撤回の区別の分かりやすい例として挙げられるのは、運転免許の取得の際に替え玉受験が発覚したら免許は取消され、悪質な飲酒運転をしたら免許が取り上げられるでしょう。先にのべたように、高裁も最高裁も承認の違法を否定しましたが、だとしても、現時点あるいは将来におい

て、県にとってこの撤回をする事由があるのではないか、むしろそれが県民の安全を保障し良好な県土と環境を保全すべき県知事の義務ではないかという理論構成がありえます。撤回をすると相手方に不利益が生じるとはいえ、撤回が相当であればやむをえないのです。とすると、国が手続をくりかえし無視して拙速に工事を再開したり、許可権者に対しいちじるしく不誠実な行動をとったりしているとしたら、それは撤回事由相当の行為にあたるという理屈が成り立つでしょう。また、もし沖縄県で、例えば住民投票で「基地はいらない」という明確な意思が再確認されたとすれば、このことをもって県知事が承認を撤回する有力な条件となるのではないでしょうか。今後の展開は、このような観点から注目すべきものです。

なお、国はこの場合でもそのような撤回が違法だと訴訟で争ってくるでしょう。それはどのような訴訟になるでしょうか、国交大臣が再度是正の指示をしてくるでしょうか、そうすると係争処理委員会にかかるのでしょうか。それとも審査請求なのでしょうか、さらに執行停止の申立てをしてくるでしょうか。国が二つの顔を使い分けることが許されるのでしょうか、また、公正な手続を損なわせているような気がしませんか。それはともかく、最後は最高裁で争われるわけですから、今度こそ日本の司法にしっかりしてもらいたいものです。そして、私たちもしっかりそのあたりを監視をしたいものです。

もうひとつ、このところ再浮上してきた論点に岩礁破砕許可があります。この拙文が公表される頃にはもっと状況が動いているでしょうが、埋立行為時に必要な岩礁破砕には県知事の許可が必要です。国は前知事時代に許可をえて工事を進めてきました。その期間が終わろうとして新たな許可が必要になっています。あらたな許可の要件をみたすか否かどころか、最近、地元の漁業権が消滅しそもそも許可を必要としなくなったとして工事を行っています。放棄の決議があったからといって、許可権者である県の責任も消滅するというのはムリ筋の自作自演が過ぎます。この推移とともに、このことが先にのべた公有水面埋立承認の撤回にどのような影響を与えるのかが注目されています。

おわりに

辺 野古訴訟は、最高裁判決があったのでお終いどころか、今がまさに正 念場です。県と国とのやりとりは日々複雑さを増してめまぐるしくな されています。私も注目しています。

本稿が、皆さんの辺野古問題への理解にとって、手掛かりになれば幸いです。

【最高裁判所第二小法廷判決の全文】

平成28年(行と)第394号 地方自治法251条の7第1項の規定に基づく不作為の違法確認請求事件

平成28年12月20日 第二小法廷判決

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 中

第1 本件の事実関係等の概要

1 本件は、我が国とアメリカ合衆国(以下「米国」という。)との間で返還の合意がされた沖縄県宜野湾市所在の普天間飛行場の代替施設を同県名護市辺野古沿岸域に建設するための公有水面の埋立て(以下「本件埋立事業」という。)につき、沖縄防衛局が、仲井眞弘多前沖縄県知事(以下「前知事」という。)から公有水面の埋立ての承認(以下「本件埋立承認」という。)を受けていたところ、上告人が本件埋立承認は違法であるとしてこれを取り消したため(以下「本件埋立承認取消し」という。),被上告人が、沖縄県に対し、本件埋立承認取消しは違法であるとして、地方自治法245条の7第1項に基づき、本件埋立承認取消しの取消しを求める是正の指示(以下「本件指示」という。)をしたものの、上告人が、

(1/7)

本件埋立承認取消しを取り消さず、法定の期間内に同法251条の5第1項に定める是正の指示の取消しを求める訴えの提起もしないことから、同法251条の7第1項に基づき、上告人が本件指示に従って本件埋立承認取消しを取り消さないことが違法であることの確認を求める事案である。

- 2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。
- (1) 普天間飛行場は、宜野湾市の中央部にあり、昭和20年からアメリカ合衆国軍隊(以下「米軍」という。)による使用が開始され、現在、米軍海兵隊の航空部隊の基地として用いられている。同飛行場周辺は、学校や住宅、医療施設等が密集している状況にある。
- (2) キャンプ・シュワブは、名護市辺野古周辺に所在し、昭和31年から米軍海兵隊により使用が開始され、現在はキャンプ地区及び訓練場地区として、米軍海兵隊の陸上部隊により用いられている施設及び区域であり、一般人の立入り等が制限されている。
- (3) ア 平成8年4月に行われた内閣総理大臣と駐日米国大使との会談において、普天間飛行場につき、一定の措置を講じた後に返還される旨の合意がされ、更に同年12月、日米安全保障協議委員会(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約4条を根拠として設置された協議機関)に出席した関係閣僚等により、同飛行場の代替施設を設置し、運用が可能となった後に同飛行場を返還する旨が承認された。その後、国は、同飛行場の代替施設及びその関連施設としての飛行場(以下「本件新施設等」という。)を名護市辺野古沿岸域に設置するため、本件埋立事業を実施することとし、沖縄防衛局がその手続を進めた。
- イ 沖縄防衛局は、キャンプ・シュワブ施設敷地内から辺野古崎とこれに隣接する大浦湾、辺野古湾の水域を結ぶ形で埋立地を造成し、本件新施設等を設置するため、平成25年3月22日、前知事に対し、原判決別紙4記載の公有水面の埋立て(本件埋立事業)の承認を求めて、公有水面埋立承認願書を提出した(以下、この出願を「本件埋立出願」という。)。
- ウ 沖縄防衛局長は、本件埋立出願に先立ち、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)に基づいて環境影響評価書を作成し、平成23年12月及び同24年1月、これを前知事に送付するとともに、同年12月、補正後の環境影響評価書を前知事に送付した。
- (4) ア 前知事は、本件埋立出願を受けて、関係市町村長である名護市長及び関係機関である沖縄県環境生活部長等に対し意見照会をし、それぞれ回答を受けた。また、沖縄県は、平成25年10月から同年12月までの間、4回にわたり、沖縄防衛局に対し、本件埋立事業が公有水面埋立法4条1項1号の要件(以下「第1号要件」という。)及び同項2号の要件(以下「第2号要件」という。)に適合するか否かに関する質問をし、その回答を受けた。
- イ 前知事は、沖縄県が行政手続法5条1項に基づいて定めた公有水面埋立免許の審査基準により本件埋立出願に係る審査を行い、本件埋立事業が第1号要件及び第2号要件を含

む公有水面埋立法 4 条 1 項各号の要件に適合すると判断して、平成 25 年 12 月 27 日、本件埋立承認をした。

上記審査のうち本件埋立事業が第1号要件に適合するか否かの審査においては、普天間飛行場の周辺に学校や住宅、医療施設等が密集しており、騒音被害等により住民生活に深刻な影響が生じていることや、過去に同飛行場周辺で航空機の墜落事故が発生しており、同飛行場の危険性の除去が喫緊の課題であることを前提に、①同飛行場の施設面積が約4.8kmであるのに対し、本件新施設等の面積が約2kmであり、そのうち埋立面積が約1.6kmであることなどから埋立ての規模が適正かつ合理的である、②沿岸域を埋め立てて滑走路延長線上を海域とすることにより航空機が住宅地の上空を飛行することが回避されることや、本件新施設等が既に米軍に提供されているキャンプ・シュワブの一部を利用して設置されることなどから、埋立ての位置が適正かつ合理的であるなどとされた上で、本件埋立事業が第1号要件に適合すると判断されている。

また、上記審査のうち本件埋立事業が第2号要件に適合するか否かの審査においては、前記(3) ウの環境影響評価書の内容が検討の対象とされた上で、①護岸その他の工作物の施工、②埋立てに用いる土砂等の性質への対応、③埋立土砂等の採取、運搬及び投入、④埋立てによる水面の陸地化において、現段階で採り得ると考えられる工法、環境保全措置及び対策が講じられており、更に災害防止にも十分配慮されているとして、本件埋立事業が第2号要件に適合すると判断されている。

- (5) 上告人は、平成27年10月13日、本件埋立承認には本件埋立事業が第1号要件及び第2号要件に適合しないにもかかわらずこれらに適合するとした瑕疵があったとして、本件埋立承認取消しをした。
- (6) 公有水面埋立法に基づく都道府県知事による埋立ての承認は法定受託事務であるところ (地方自治法2条9項1号,公有水面埋立法51条1号),被上告人は,本件埋立承認取消しが違法であるとして,平成27年11月17日,地方自治法245条の8第3項に基づき,本件埋立承認取消しの取消しを行うべきことを命ずる旨の裁判を求める訴え(以下「前件訴訟」という。)を提起した。

前件訴訟は、平成28年3月4日の和解期日において訴えが取り下げられたことにより終了した。

- (7) 被上告人は、本件埋立承認取消しが違法であるとして、平成28年3月16日、地方自治法245条の7第1項に基づき、沖縄県に対し、本件埋立承認取消しの取消しを求める本件指示をした。本件指示に係る書面には、同書面が到達した日の翌日から起算して1週間以内に本件埋立承認取消しを取り消すべき旨の記載がされていた。
- (8) 上告人は、本件指示に不服があるとして、平成28年3月23日、地方自治法250条の13第1項に基づき、国地方係争処理委員会に対し、審査の申出をした。

(3/7)

- (9) 国地方係争処理委員会は、平成28年6月21日、上告人及び被上告人に対し、国と沖縄県が普天間飛行場の返還という共通の目標の実現に向けて真摯に協議し、双方がそれぞれ納得できる結果を導き出す努力をすることが、問題の解決に向けての最善の道であるとの見解をもって審査の結論とする旨の決定(以下「本件委員会決定」という。)を通知した。(10)上告人は、本件委員会決定の通知があった日から30日以内に本件指示の取消しを求める地方自治法251条の5所定の訴えを提起せず、かつ、本件埋立承認取消しを取り消さなかった。そこで、被上告人は、平成28年7月22日、同法251条の7第1項に基づき、本件訴えを提起した。
- 第2 上告代理人竹下勇夫ほかの上告受理申立て理由第3の1,第6及び第7について 1 本件においては、上告人が本件指示に係る措置として本件埋立承認取消しを取り消さないことが違法であることの確認が求められているところ、本件埋立承認取消しは、前知事がした本件埋立承認に瑕疵があるとして上告人が職権でこれを取り消したというものである。
- 一般に、その取消しにより名宛人の権利又は法律上の利益が害される行政庁の処分につき、当該処分がされた時点において瑕疵があることを理由に当該行政庁が職権でこれを取り消した場合において、当該処分を職権で取り消すに足りる瑕疵があるか否かが争われたときは、この点に関する裁判所の審理判断は、当該処分がされた時点における事情に照らし、当該処分に違法又は不当(以下「違法等」という。)があると認められるか否かとの観点から行われるべきものであり、そのような違法等があると認められないときには、行政庁が当該処分に違法等があることを理由としてこれを職権により取り消すことは許されず、その取消しは違法となるというべきである。

したがって、本件埋立承認取消しの適否を判断するに当たっては、本件埋立承認取消し に係る上告人の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用が認められるか否かではなく、本 件埋立承認がされた時点における事情に照らし、前知事がした本件埋立承認に違法等が認 められるか否かを審理判断すべきであり、本件埋立承認に違法等が認められない場合には、 上告人による本件埋立承認取消しは違法となる。

- 2(1) 公有水面埋立法は、42条1項において、国が行う埋立てにつき、当該事業を施行する官庁が都道府県知事から承認を受けるべきことを定め、その承認の要件が同条3項において準用する同法4条1項により定められているところ、同項が、同項各号の要件に適合すると認められる場合を除いては埋立ての承認又は免許(以下「承認等」という。)をすることができない旨を定めていることなどに照らすと、同項各号は、上記承認等が都道府県知事の裁量的な判断であることを前提に、上記承認等をするための最小限の要件を定めたものと解されるのであって、同項各号の規定はこのことを踏まえて解釈されるべきである。
- (2) 公有水面埋立法 4条1項1号の「国土利用上適正且合理的ナルコト」という要件(第

1号要件)は、承認等の対象とされた公有水面の埋立てや埋立地の用途が国土利用上の観点から適正かつ合理的なものであることを承認等の要件とするものと解されるところ、その審査に当たっては、埋立ての目的及び埋立地の用途に係る必要性及び公共性の有無や程度に加え、埋立てを実施することにより得られる国土利用上の効用、埋立てを実施することにより失われる国土利用上の効用等の諸般の事情を総合的に考慮することが不可欠であり、また、前記(1)で述べたところに照らせば、第1号要件においては当該埋立てや埋立地の用途が当該公有水面の利用方法として最も適正かつ合理的なものであることまでが求められるものではないと解される。そうすると、上記のような総合的な考慮をした上での判断が事実の基礎を欠いたり社会通念に照らし明らかに妥当性を欠いたりするものでない限り、公有水面の埋立てが第1号要件に適合するとの判断に瑕疵があるとはいい難いというべきである。

これを本件についてみるに、本件埋立事業は普天間飛行場の代替施設(本件新施設等)を設置するために実施されるものであり、前知事は、同飛行場の使用状況や、同飛行場の返還及び代替施設の設置に関する我が国と米国との間の交渉経過等を踏まえた上で、前記第1の2(4)イのとおり、騒音被害等により同飛行場の周辺住民の生活に深刻な影響が生じていることや、同飛行場の危険性の除去が喫緊の課題であることを前提に、①本件新施設等の面積や埋立面積が同飛行場の施設面積と比較して相当程度縮小されること、②沿岸域を埋め立てて滑走路延長線上を海域とすることにより航空機が住宅地の上空を飛行することが回避されること及び本件新施設等が既に米軍に提供されているキャンプ・シュワブの一部を利用して設置されるものであること等に照らし、埋立ての規模及び位置が適正かつ合理的であるなどとして、本件埋立事業が第1号要件に適合すると判断しているところ、このような前知事の判断が事実の基礎を欠くものであることや、その内容が社会通念に照らし明らかに妥当性を欠くものであるという事情は認められない。

したがって、本件埋立事業が第1号要件に適合するとした前知事の判断に違法等がある ということはできない。

(3) また、公有水面埋立法 4 条 1 項 2 号の「其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」という要件(第 2 号要件)は、公有水面の埋立て自体により生じ得る環境保全及び災害防止上の問題を的確に把握するとともに、これに対する措置が適正に講じられていることを承認等の要件とするものと解されるところ、その審査に当たっては、埋立ての実施が環境に及ぼす影響について適切に情報が収集され、これに基づいて適切な予測がされているか否かや、事業の実施により生じ得る環境への影響を回避又は軽減するために採り得る措置の有無や内容が的確に検討され、かつ、そのような措置を講じた場合の効果が適切に評価されているか否か等について、専門技術的な知見に基づいて検討することが求められるということができる。そうすると、裁判所が、公有水面の埋立て

が第2号要件に適合するとした都道府県知事の判断に違法等があるか否かを審査するに当たっては、専門技術的な知見に基づいてされた上記都道府県知事の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであると解される。

これを本件についてみるに、前記第1の2(4)イのとおり、本件埋立事業が第2号要件に適合するか否かは沖縄県が定めた審査基準に基づいて検討されているところ、この審査基準に特段不合理な点があることはうかがわれない。また、前記第1の2(4)ア及びイのとおり、前知事は、関係市町村長及び関係機関からの回答内容や沖縄防衛局からの回答内容を踏まえた上で、本件埋立事業が第2号要件に適合するか否かを専門技術的な知見に基づいて審査し、①護岸その他の工作物の施工、②埋立てに用いる土砂等の性質への対応、③埋立土砂等の採取、運搬及び投入、④埋立てによる水面の陸地化において、現段階で採り得ると考えられる工法、環境保全措置及び対策が講じられており、更に災害防止にも十分配慮されているとして、第2号要件に適合すると判断しているところ、その判断過程及び判断内容に特段不合理な点があることはうかがわれない。

したがって、本件埋立事業が第2号要件に適合するとした前知事の判断に違法等がある ということはできない。

3 以上のとおり、本件埋立事業が第1号要件及び第2号要件に適合するとした前知事の判断に違法等があるということはできず、他に本件埋立承認につき違法等があることをうかがわせる事情は見当たらない。そうすると、本件埋立承認取消しは、本件埋立承認に違法等がないにもかかわらず、これが違法であるとして取り消したものであるから、公有水面埋立法42条1項及び同条3項において準用する4条1項の適用を誤るものであって、違法であるといわざるを得ず、これは地方自治法245条の7第1項にいう都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反している場合に当たる。

第3 上告代理人竹下勇夫ほかの上告受理申立て理由第8について

- 1 地方自治法 245条の7第1項は、各大臣(内閣府設置法4条3項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法5条1項に規定する各省大臣)は、所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認める場合に是正の指示をすることができる旨を定めるところ、その趣旨は当該法定受託事務の適正な処理を確保することにあると解される。このことに加えて、当該法定受託事務の処理が法令の規定に違反しているにもかかわらず各大臣において是正の指示をすることが制限される場合がある旨の法令の定めはないことを考慮すると、各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認める場合には、当然に地方自治法245条の7第1項に基づいて是正の指示をすることができる。
- 2 これを本件についてみるに、被上告人は公有水面埋立法を所管する大臣であり(国土交

(6/7)

通省設置法4条57号。平成27年法律第66号による改正後は同条1項57号),公有水面埋立法に基づく都道府県知事による埋立ての承認は法定受託事務であるところ,前記第2の3のとおり,本件埋立承認取消しが法令の規定に違反しているのであるから,被上告人は,沖縄県に対し、これを是正するために講ずべき措置に関し必要な指示をすることができる。

したがって、本件指示は適法であり、上告人は本件指示に係る措置として本件埋立承認 取消しを取り消す義務を負う。

第4 上告代理人竹下勇夫ほかの上告受理申立て理由第9について

1 地方自治法 251 条の 7 第 1 項は、同項に定める違法の確認の対象となる不作為につき、 是正の指示を受けた普通地方公共団体の行政庁が、相当の期間内に是正の指示に係る措置 を講じなければならないにもかかわらず、これを講じないことをいう旨を定めている。そ して、本件指示の対象とされた法定受託事務の処理は、上告人が本件埋立承認を職権で取 り消したことであり、また、本件指示に係る措置の内容は本件埋立承認取消しを取り消す という上告人の意思表示を求めるものである。これに加え、被上告人が平成 27 年 11 月に提 起した前件訴訟においても本件埋立承認取消しの適否が問題とされていたことなど本件の 事実経過を勘案すると、本件指示がされた日の 1 週間後である同 28 年 3 月 23 日の経過によ り、同項にいう相当の期間が経過したものと認められる。

また、本件において、上記の期間が経過したにもかかわらず上告人が本件指示に係る措置を講じないことが許容される根拠は見いだし難いから、上告人が本件埋立承認取消しを取り消さないことは違法であるといわざるを得ない。

したがって、上告人が本件指示に係る措置として本件埋立承認取消しを取り消さないことは、地方自治法 251 条の 7 第 1 項にいう不作為の違法に当たる。

2 なお、所論は、上告人が本件委員会決定を受けて被上告人に協議の申入れをしたことなどを指摘して、上告人に地方自治法 251 条の 7 第 1 項にいう不作為の違法はない旨をいう。しかしながら、上告人は、本件指示に係る措置として本件埋立承認取消しを取り消していないのであるから、上告人に同項にいう不作為の違法があることは明らかであり、上告人が本件委員会決定を受けて被上告人に協議の申入れをしたことは、上記の結論を左右しない。所論は採用することができない。

第5 結論

以上によれば、上告人が本件指示に係る措置として本件埋立承認取消しを取り消さない ことは違法であるとして、被上告人の請求を認容した原審の判断は、結論において是認す ることができる。論旨は、いずれも採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 鬼丸かおる 裁判官 小貫芳信 裁判官 山本庸幸 裁判官 菅野博之)

(7/7)

ローカル線で行く! フーテン旅行記 ID

- 老舗の駅弁 鶏飯食べ比べー

岡山大学工学部機械工学コース助教 大西 孝



専門は機械加工(研削)。主に円筒研削や内面研削を対象として、 工作物の熱変形や弾性変形に伴う精度の悪化を防止する研究を 進めている。趣味は列車を使用した旅行(47都道府県を踏破済)。

はじめに

(大) 道を使った旅の楽しみの一つは駅弁です。美味しい駅弁を広げて、流れゆく車窓を眺めるのは鉄道旅行好きには至福のひと時と言えるでしょう。駅弁にも色々な種類のものがあり、オーソドックスな幕の内から、地元の山海の名産品を詰め込んだ地域色豊かな駅弁まで、駅弁屋さんの売り場でどれを選ぶか迷うことも少なくありません。そんな時は、駅弁屋さんのロングセラーを選ぶのも良いでしょう。鶏肉をご飯の上に載せたシンプルな駅弁「鶏飯(とりめし)」は、全国で老舗の駅弁屋さんが販売しています。今回は、北関東と九州北部の鶏飯の駅弁を食べ比べてみたいと思います。

1. 鶏飯食べ比べ!北関東編 東北本線(宇都宮線)宇都宮駅 / 高崎線 高崎駅

北 関東の栃木県と群馬県。両県には長い歴史を誇る駅弁業者があります。 栃木県の宇都宮駅と群馬県の高崎駅では色とりどりの駅弁が売られていますが、両駅とも鶏飯が売られています。ご飯の上に鶏のそぼろを載せた 鶏飯は北関東や九州北部の駅でよく見られ、それほど高価ではないものの十分な満足感が得られるありがたい駅弁です。では早速、北関東の老舗駅弁屋さんの鶏飯を食べ比べてみましょう。

宇都宮駅は、東京から東北へ延びる 東北本線(東京〜宇都宮の路線愛称は 宇都宮線)の主要駅です。宇都宮とい うと、つい餃子が思いつきますが駅弁 も長い歴史を誇っています。宇都宮駅 は、駅弁発祥の地の一つとされていて、 一説によると明治18年に駅構内で握 り飯が発売されたようです。現在、宇 都宮駅で駅弁の販売を行っている松廼



宇都宮といえば餃子!ですが、美味しい鶏飯の駅弁もあります。



宇都宮駅の「とりめし」。ふんわりした そぼろと鶏の照り焼きが茶飯の上に 載っています。

家(まつのや)は、同社のホームページによると明治 26 年創業の 120 年以上続く老舗です。宇都宮駅の「とりめし」は、茶飯の上に鶏そぼろと照り焼きが載っており、ふんわりした鶏そぼろが、あっさりした茶飯とよく合います。また「いっこく野州どり」という栃木県産の鶏を使用しているそうで、地域の産品が手軽に味わえるのも駅弁ならではといえるでしょう。

次に群馬県の高崎駅 に向かいます。宇都宮 で向かいます・通列車を 行く場合は、やま) で小山(おやま)を のかい、そこり線で しりょうもう)線に着き と約2時間半しくと す。北関東らしまり が広がり、あまり



栃木県と群馬県を結ぶ両毛線の車窓。北関東独特の のんびりした風景が続きます。



栃木県独特の飲み物「レモン 牛乳」。 レモン果汁は入ってい ませんが、 レモン風味の甘い 乳飲料です。

発売の超ロングセラーで鉄道ファンには有名な駅弁です。レトロな掛け紙を取ると、細長い容器に入った茶飯の上にはそぼろだけでなく、照り焼き、コールドチキンと3種類もの鶏肉料

ない山々が車窓から見えます。途中には森 高千里さんが歌って有名になった「渡良瀬 橋」のある足利市も通ります。車内で栃木 県名物の「レモン牛乳」を飲みながらの小 トリップです。

高崎の駅弁業者は明治17年創業の高崎 弁当。高崎駅の「鶏めし弁当」は昭和9年



高崎駅の「鶏めし弁当」。戦前からの超ロングセラーです。茶飯の上にはそぼろ、照り焼き、コールドチキンが並び、左上には鶏つくねも入っています。まさに鶏三昧です。

理が並び、ご飯と別のところに鶏つくね、さらには群馬県が全国一の生産量を誇るこんにゃくも入っています。そぼろで面積を稼ごうとしない点が嬉しいところです。味はやや甘辛くしっかりとしており、食べごたえがあります。全国の駅弁に共通したことですが、冷めてもおいしくいただけるように工夫がこらされ、永年にわたり愛されてきたのではないかと思います。

ところで、この「鶏めし弁当」は戦前からの歴史を誇りますが、戦時中は発売が中断されていました。鉄道ファンで著名な紀行作家である宮脇俊三氏の「時刻表昭和史」という本でも戦時中の体験として、高崎を通る列車の中で宮脇氏が大学の級友と「高崎の鶏飯は美味かったなあ」と語り合うシーンが紹介されます。今では全国で彩り豊かな駅弁が売られていますが、列車で自由に旅行ができて駅弁を気軽に食べることができるのも、平和な時代だからこそということを宮脇氏の本を読んで実感しました。暗い時代をくぐり抜けて愛される「鶏めし弁当」、本当に立派な駅弁だと思います。

(岡山大学職員組合 組合だより 203 号より再掲)



高崎駅に到着する普通列車。懐かしいミカン色の電車が今でも高崎地区では走っていますが、最近は引退が進みつつあります。

2. かしわめし食べ比べ! 九州北部編 鹿児島本線 小倉駅 / 折尾駅 / 鳥栖駅

へ場所を移し、九州の鶏飯をご紹介します。九州北部では、鶏の水炊 きなどが名物であることからもわかるように、鶏肉を使った料理が親 しまれています。鶏の出汁を効かしたご飯の上に細かく刻まれた甘辛い味付 けの鶏肉、錦糸卵、海苔が載った鶏飯も多くの駅で見ることができます。九



小倉駅の「北九州駅弁当」のかしわめ し。こってりした味付けが特徴です。

では最も老舗です。ここのかしわめしは特に鶏肉がこってりしているように思います。また、小倉駅のホームには「かしわうどん」という、甘辛い鶏肉が入ったうどんもあります。手軽に済ませることができるうどんで地元の味を楽しむのも良いかもしれません。

州では鶏飯といわず「かしわめし」と呼ばれており、今回は老舗の3社が味を競う「かしわめし」をご紹介します。まずは小倉駅の「北九州駅弁当」のかしわめし。小倉は本州から関門トンネルをくぐって最初に停車する大きな駅で、見慣れない列車とともに、駅弁売り場でかしわめしの看板を見ると「ああ九州に来たな」という実感がわきます。北九州駅弁当は明治24年の創業で、今回ご紹介する駅弁屋さんの中



小倉駅ホームの「かしわうどん」。手軽に地 元の味を楽しみたいときにお勧め。

小倉から在来線の鹿児島本線に乗り、博多方面に向かうと20分余りで折尾(おりお)駅に着きます。この折尾駅のかしわめしは特に鉄道ファンの間で有名で、かしわめしと言えば折尾駅を連想する鉄道ファンが多いようです。折尾駅の駅弁屋さんは「東筑軒(とうちくけん)」。もともとは北九州にあった複数の駅弁屋さんを統合し



小倉駅で並ぶ在来線の列車。斬新なデザインの車両が多いのが JR 九州の特徴です。



折尾のかしわめし。かしわめしと 言えばこれ!というファンも多い 逸品です。

てできた会社で、創業は昭和17年です。さすがに有名なかしわめしだけあって、何回食べても食べ飽きない味です。折尾駅では今では珍しくなったホームでの立ち売りも行われており、その点でも注目に値する駅弁と言えるでしょう。なお、東筑軒のかしわめしは、黒崎や若松といった、北九州のいくつかの駅でも購入できます。



折尾駅の旧駅舎。大正 5 年に建てられた由緒ある駅舎でしたが、高架工事のため数年前に惜しくも姿を消しました。

最後にご紹介するのは佐賀県の鳥栖(とす)駅のかしわめしです。鳥栖は博多から在来線で約30分、サッカーの「サガン鳥栖」で有名な街で、熊本方面に向かう鹿児島本線と、長崎方面へ向かう長崎本線が分かれる要衝の駅でもあります。鳥栖の駅弁屋さんは明治25年創業の老舗「中央軒」。鳥栖駅は横浜駅とともにシュウマイ(中央軒では「焼麦」と表記)弁当が有名ですが、大正2年に日本で初めてかしわめしが発売



広い構内を持つ鳥栖駅に入ってくる特急列車「かもめ」。長崎と博多を結ぶ特急で、鳥栖駅から長崎方面へ向かう路線に入ります



鳥栖駅のかしわめし。名物の 焼麦も入っており、2 つの味が 楽しめます。

された駅だそうです。せっかく鳥栖駅で駅弁を買うなら、名物の焼麦と日本最古のかしわめしの両方を味わいたいところです。そういうお客さんが多いのか、かしわめしと焼麦が一緒に入った駅弁が用意されています。焼麦もかしわ飯も比較的あっさりしていて、箸が進みます。

駅弁は比較的値段が高いイメージがあるかもしれませんが、今回ご紹介した各社のかしわめしは700円程度(おかずが入ったものだともう少し値段が上がります)とお値打ちで、地元の味を手軽に楽しむには好適です。なお本記事の執筆に際しては、各駅弁屋さんのホームページを拝見しています。どのホームページも情報が充実していますので、ご関心を持たれた方は是非ご一読いただければと思います。

(岡山大学職員組合 組合だより 205 号より加筆のうえ再掲)

おわりに

↑ 回は老舗の鶏飯を食べ比べてみました。鶏飯に限らず、駅弁の中にはロングセラーを誇るものが多数あり、どれも永く愛されている理由がよく分かる、美味しいものばかりです。最近では、駅の周辺のスーパーマーケットやコンビニエンスストアでお弁当を買ってから列車に乗るということも多いですが、老舗の駅弁屋さんの中には、料亭や仕出し料理屋さんをルーツとする業者も多く、各社それぞれの伝統の味を楽しめます。特に幕の内弁当は、おかずの味付けにそれぞれの伝統が根付いており、一見すると没個性的な幕の内こそ、駅弁屋さんの味の比較が楽しめます。駅弁は少し高いなと思われる方も、時には旅先の贅沢として、駅弁をお求めいただくと旅の印象がより深まることと思います。

【全国各地の駅で売られている幕の内弁当】 幕の内のおかずの味には、それぞれの駅弁屋さんの 味がしみ込んでいます。



新潟県 越後湯沢駅



鳥取県 鳥取駅



鹿児島県 吉松駅



高知県 中村駅

原稿募集

全大教時報編集部では、各大学・高専・大学共同利用機関の 具体的な動き、取り組みなど多方面からの原稿を募集しており ます。下記投稿要領によって、積極的にお寄せください。

- 让投稿要領

- **○**文体 自由
- ○字数 本文については、以下を基準とします。
 - 2頁 2000字 4頁 4000字
 - 5頁 5000字 6頁 6000字
- ○原稿締切 毎奇数月・15日
- ○掲載 投稿の翌月号(但し、投稿が多数の場合は次号)
- ○謝礼 規程により謝礼 (図書カード) を進呈します。
- ○その他
 - ①投稿原稿は返却いたしません。
 - ②投稿にあたっては、標題、投稿者氏名、所属大学・高専、 又は機関名の明記をお願いしております。

全大教時報

第 40 巻 6 号 2017 年 2 月 (大学調查時報·大学部時報通算 219 号)

編集·発行 全国大学高専教職員組合 電話 (03) 3844 - 1671 〒110 - 0015 東京都台東区東上野 6 - 1 - 7 MSK ビル 7階

第 39 巻 6 号 (2016 年 2 月) までについて、冊子の購入ができます (一冊 500 円) ので、ご希望の方は事務局へお問い合わせください。

郵便振替口座 00170-6-18892

